

## 事務局参考資料

---

2021年10月1日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## I. 気候変動に対するステークホルダーの意識

## II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

# 世界経済フォーラム「グローバルリスク報告書2021」

□ 世界経済フォーラムの報告書では、発生の可能性の高いグローバルリスクとして気候変動のリスクが上位を占めている

## Top Global Risks by Likelihood (発生の可能性の高いグローバルリスクの上位)

2021	異常気象	気候変動対策の失敗	人為的な環境災害	感染症	生物多様性の喪失	デジタルパワーへの集中	デジタル格差
2020	異常気象	気候変動対策の失敗	自然災害	生物多様性の喪失	人為的な環境災害		
2019	異常気象	気候変動対策の失敗	自然災害	データの不正利用	サイバー攻撃		
2018	異常気象	自然災害	サイバー攻撃	データの不正利用	気候変動対策の失敗		
2017	異常気象	非自発的移住	自然災害	テロ攻撃	データの不正利用		
2016	非自発的移住	異常気象	気候変動対策の失敗	国家間紛争	自然災害		
2015	国家間紛争	異常気象	国家統治の失敗	国家の崩壊 又は危機	高度の構造的失業 又は過少雇用		
2014	極端な所得格差	異常気象	失業・不完全雇用	気候変動対策の失敗	サイバー攻撃		
2013	極端な所得格差	長期間にわたる 財政不均衡	温室効果ガスの 排出量の増大	水供給危機	人口高齢化		
2012	極端な所得格差	長期間にわたる 財政不均衡	温室効果ガスの 排出量の増大	サイバー攻撃	水供給危機		

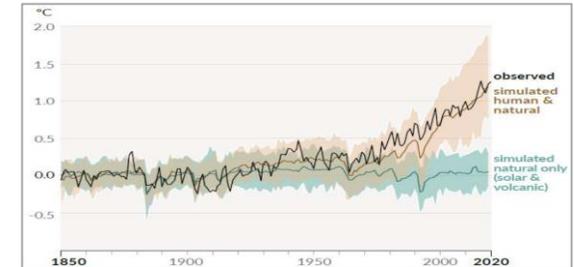
# IPCCによる地球温暖化に関する評価

- 2021年8月9日、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)は、地球温暖化の自然科学的根拠に関する報告書(第6次評価報告書)を公表

## 地球温暖化の現状

- 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない旨を断定
- 工業化前と比べた世界平均気温は、既に約1.09°C温暖化している

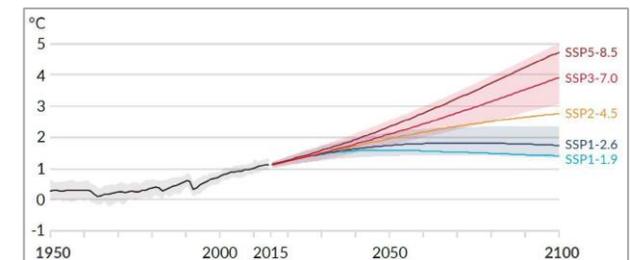
地球の温度変化の歴史と最近の温暖化の要因



## 温暖化の将来の見通し

- IPCCの全てのシナリオで、向こう数十年間にCO<sub>2</sub> やその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5°C及び2°Cを超えることになることとされている
- 2021~2040年には、温室効果ガス排出量が非常にシナリオであっても、1.5°Cの地球温暖化となる

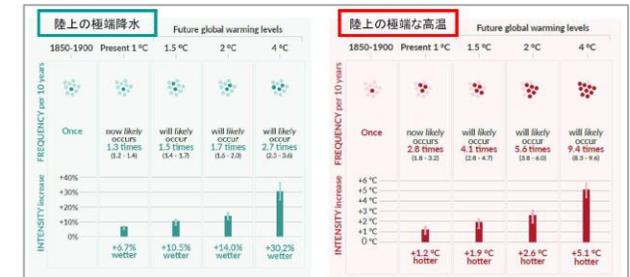
1850年~1900年を基準とした地球表面温度の変化



## 地球温暖化が進むことによる影響

- 地球温暖化がすでに熱波、豪雨、熱帯低気圧(台風)などの極端気象の発生に影響を及ぼしており、これらは高い確信度で人間の影響
- さらに地球温暖化が進むごとに、熱波、豪雨などの極端な現象の強度と頻度が増加

地球温暖化のレベルごとの予測される極端気象への影響



# 気候変動に関する投資家の関心の高まり

- 世界最大の資産運用会社であるブラックロック(運用総額約7兆ドル)は、2020年1月、投資先企業と顧客投資家に対し、ESGを軸にした運用を強化すると表明。2021年1月には、同社は、カーボン・ニュートラルの実現へ向けてビジネスモデルをどのように適合させていくかについての計画の開示等を投資先企業に対して求める旨を表明

## 2020年のレターで表明された主な方針

サステナビリティ関連の情報開示等において十分な進展を示せない企業に対して、反対票を投じることを積極的に検討する。

2020年半ばまでに売り上げの25%以上を石炭から得ている企業への投資をやめる。

SASBに従った情報開示と、TCFDの提言に沿った気候関連リスクの情報開示を行うよう企業に対して求める。

今後数年間にESG関連のETFの数を倍増して150本にする。

既存のETF投資家に対し、新たなシステムを利用し、化石燃料関連企業等への投資を避ける投資技術を導入予定。

## 2021年のレターで表明された主な方針

企業に対して、カーボン・ニュートラルの経済と自らのビジネスモデルをどのように両立させていくかについての計画の開示を求める。

資産売却の検討を促す警告を含め、重大な気候変動リスクを有する資産の運用管理について「厳格な精査モデル」を導入する。

上場企業だけでなく、非上場の大規模企業や公社債の発行体も、気候関連リスクへの対応について開示すべきである。

カーボン・ニュートラルの方向に沿った投資商品を発売する。

自社が販売している株式・債券ファンドについて、データが入手可能な範囲で、気温に連動した指標を公表する。

# 気候変動に関する政府の施策の概要(経済財政運営と改革の基本方針2021)

- 骨太方針2021(2021年6月18日閣議決定)では、4つの原動力の1つに「グリーン」が位置付けられている

## 日本を取り巻く環境変化

- **世界経済の変化**: 単なる景気回復に留まらず、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生  
カーボンニュートラル、デジタル化、国際的な取引関係、国際秩序の新たな動き
- **国内の未来に向けた変化**: これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンス  
柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中変化の兆し

内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る

## 成長を生み出す4つの原動力の推進

- **グリーン社会の実現**
- 官民挙げたデジタル化の加速
- 日本全体を元気にする活力ある地方創り
- 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

### グリーン社会の実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度のGHG削減目標の実現に向け、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底、③公的部門の先導により必要な財源を確保しながら脱炭素実現を徹底

#### ●グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起

グリーンイノベーション基金等による脱炭素化投資支援、グリーン国際金融センターの実現

#### ●脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

3E+Sの考え方を大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す

#### ●成長に資するカーボンプライシングの活用

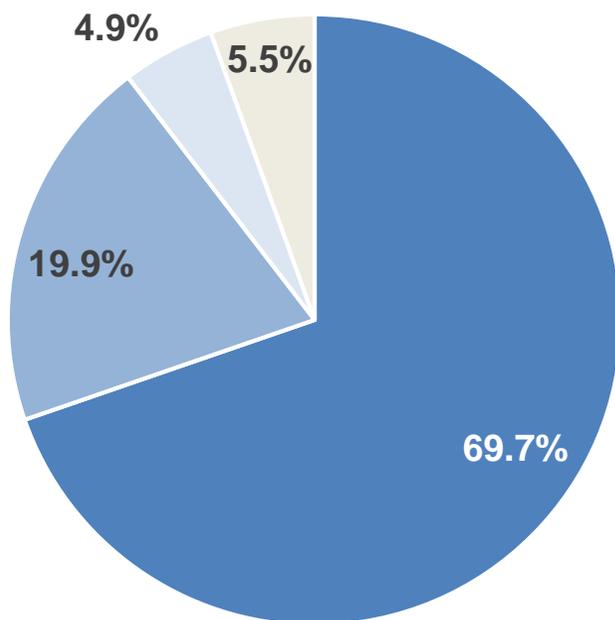
産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長戦略に資するものに躊躇なく取り組む

# 我が国の企業・投資家の意識①(気候変動リスク)

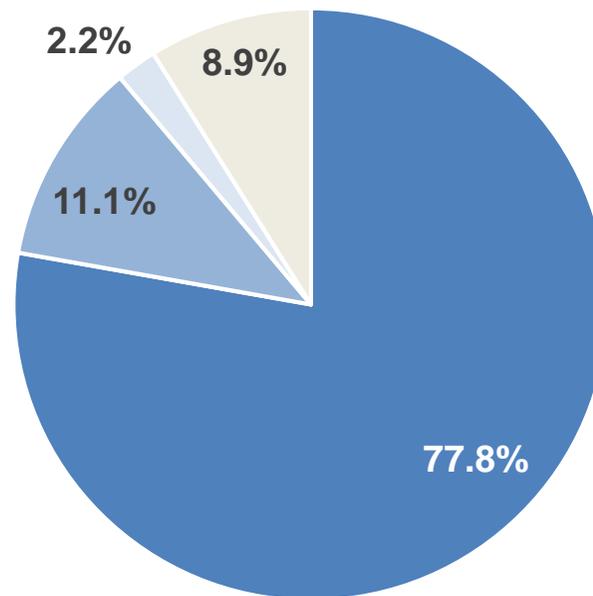
□ 企業・投資家ともに、気候変動をリスクであるとともにビジネス機会であると捉えている者が多い

気候変動に対する、捉え方・スタンスについて(企業・投資家の意識調査(2019年度))

企業の回答  
(回答数508)



投資家の回答  
(回答数90)

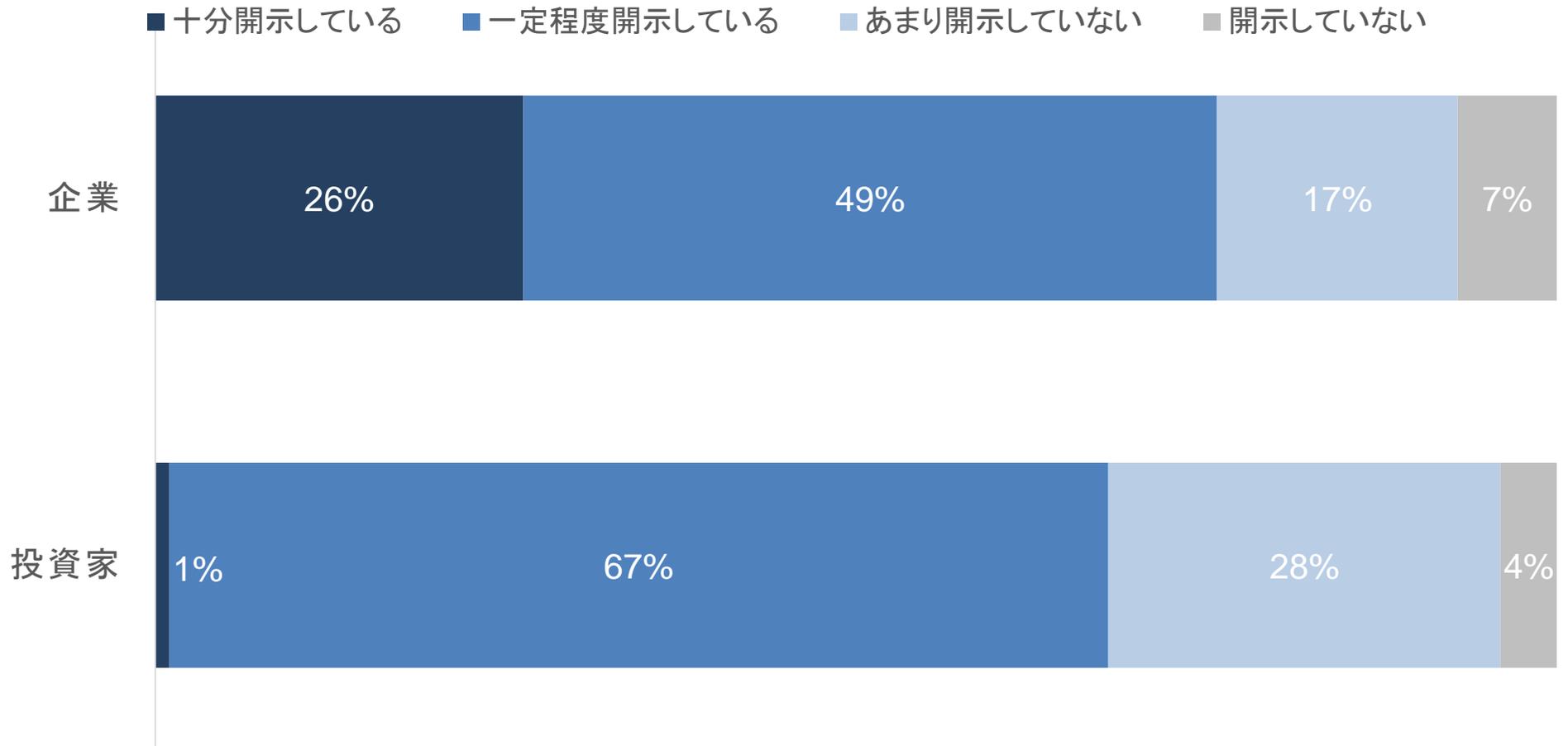


- リスクとともに、ビジネス機会がある
- リスクはあるが、ビジネス機会はない
- リスクはないが、ビジネス機会がある
- リスクもないし、ビジネス機会もない

## 我が国の企業・投資家の意識②(サステナビリティ開示)

- ESGへの取組みに関する情報開示に関し、「十分開示している」と回答している企業は26%であるが、「十分開示している」と回答した投資家は1%

### ESGへの取組みに関する情報開示は十分と考えるか（1つのみ）



(注)回答は上場企業540社、投資家104社

(出所)一般社団法人生命保険協会「生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組について(2020年4月)」より金融庁作成

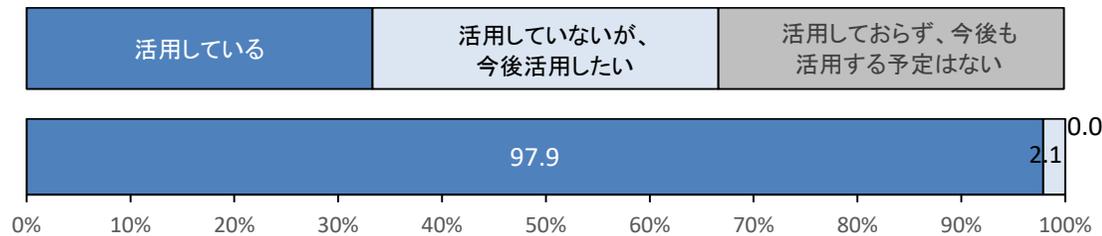
# 我が国の企業・投資家の意識③(ESG情報の投資判断への活用)

□ 多くの投資家がESG情報をリスク低減、リターン獲得といった目的で活用している

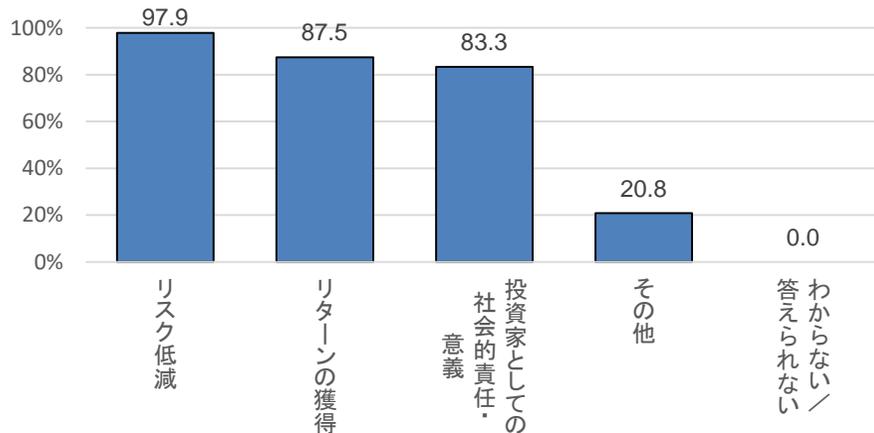
## ESG情報の投資判断への活用

- アンケート対象の97.9%の運用機関が、ESG情報を投資判断に活用。
- 活用目的としては、「リスク低減」が97.9%とESGを活用する全ての運用機関が回答。次いで、「リターンの獲得」、「社会的責任・意義」のいずれも重視されている。

問. ESG情報を投資判断に活用していますか。(ESGインテグレーション)



問. ESG情報の投資判断への活用目的・理由をお答えください。(複数回答)



### <活用目的に関するその他の回答>

- ・ 企業に関する中長期の評価をするため
- ・ リターンの「安定化」のため
- ・ 企業経営への貢献のため
- ・ 顧客、投資家(アセットオーナー)からのニーズ
- ・ リスク調整後リターンを高めるため
- ・ リスクを低位に抑制した中で、長期的に優位なパフォーマンスの達成を可能にするため

# サステナブルファイナンス有識者会議の開示に関する提言

サステナブルファイナンス有識者会議報告書(2021年6月18日公表) 抜粋

サステナビリティを巡る課題のうち、特に気候変動は喫緊の課題である。気候関連情報については、国内外でTCFD 提言に基づく情報開示が進展しており、国際的に確立された開示の枠組みとなっている。

(略)

日本ではTCFDコンソーシアム等を中心に、TCFD提言へ賛同する企業や金融機関等が一体となって、開示を推進してきた。その結果、既に世界最多の約400社がTCFD開示に取り組んでいる。しかし自社への影響把握や対応策を検討するに当たっては気候変動の長期かつ不確実な影響を考慮する必要があることなどを理由に、依然、TCFD開示を躊躇している企業も多い状況にある。

(略)

投資家からは、比較可能性を確保した形で最も信頼性の高い法定開示書類における開示を進めることが望ましいとの意見があり、企業側からは、すでに法定開示の中で積極的に開示している事例も見られるが、法定開示に求められる情報の正確性や訴訟リスク等を鑑みると、各企業の置かれた状況に応じた自主性や柔軟性を維持しつつ、意思決定に有用でグローバルにも通用する開示を促す枠組みが望ましいとの意見がある。これらの意見も踏まえつつ、COP26に向けたIFRS財団等の国際的な動向を注視しながら、気候変動関連情報の開示の充実に向けた検討を継続的に進めていくことが重要である。

その際には、我が国の資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、サステナビリティに関する開示を含め、企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うことが適当である。

## I. 気候変動に対するステークホルダーの意識

## II. 気候変動対応に関する開示

### A) 開示内容

### B) 開示基準

### C) 諸外国における開示制度の検討状況

### D) その他の留意点

# 気候変動対応の開示例(有価証券報告書における好事例1/6)

## 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

### J. フロント リテイリング株式会社 有価証券報告書 (2021年2月期) P38-39

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1)

(5) TCFD提言に沿った情報開示

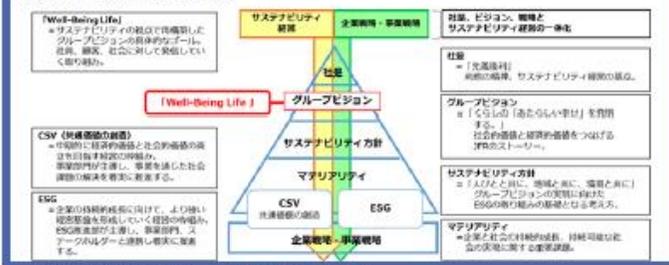
①JFRグループが目指すサステナビリティ経営

昨今、企業を取り巻く環境はより一層不透明さを増しています。また、ウィズコロナによりニューノーマル化した社会では、企業は社会的価値を理解し、サステナビリティ経営の傘のもと、経営を実行しなければならない時代となっています。

JFRグループは、サステナビリティの概念を企業戦略および事業戦略に組み込むことで、将来の成長に向けた「持続可能な経営の枠組み」を獲得できると考えています。

当社グループの強み(コアコンピタンス)は、「つくる人」と「つかう人」をつなぐ(発見・発掘、編集)能力です。当社グループは、「持続可能性」と、JFRらしさである「美」「健康」「高質」「カルチャー」「信頼」と、当社グループの強みである「つくる人とつかう人をつなぐ能力」を掛け合わせた視点のもと、独自の新しい豊かさを「Well-Being Life」と位置づけました。「Well-Being Life」は、サステナビリティの視点で再構築した当社のグループビジョンのゴールであり、環境および社会課題の解決のための取り組みとして、ステークホルダーの皆様に対して発信していきます。

・サステナビリティ経営の全体像



②新中期経営計画におけるマテリアリティの強化

JFRグループは、企業の確実な成長のため、持続的成長に有効なマテリアリティを特定し、企業経営の中核となるビジョン、経営計画にそれらを組み込み、実行していかなければならないと考えています。

当社グループは、環境問題、コロナ禍等に伴う外部環境の変化、既存のマテリアリティのバランス、さらに2030年をゴールとした国際的な持続可能な開発目標であるSDGsへの貢献に向け、2030年からバックキャストし検討した結果、新中期経営計画3年間で取り組むべきマテリアリティに、新たに「お客様の健康・安全・安心なくらしの実現」「サーキュラー・エコノミーの推進」を追加しました。また、既存のマテリアリティである「低炭素社会への貢献」「ダイバーシティの推進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」については、それぞれ取り組み内容の進化に伴い「脱炭素社会の実現」「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」「ワーク・ライフ・インテグレーションの実現」に名称を改めました。

当社グループは、新たに特定した7つのマテリアリティについて、KGIおよび2023年度および2030年度のKPIを設定し、2030年度までに当社グループが目指す姿を明確にしました。これらの達成に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

(2)

マテリアリティ	2030年度KGI	JFRグループの持続可能な社会の実現に向けたコミットメント
脱炭素社会の実現	脱炭素社会をリードし、再生可能エネルギーの調達拡大や、省エネルギーの徹底等に全社一丸となって取り組み、脱炭素社会の実現に貢献します。	私たちは、かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、再生可能エネルギーの調達拡大や、省エネルギーの徹底等に全社一丸となって取り組み、脱炭素社会の実現に貢献します。
サーキュラー・エコノミーの推進	サーキュラー・エコノミーの推進による未来に向けたサステナブルな地球環境と企業成長の実現	私たちは、お取引先様やお客様との協働により、新たな環境価値を生み出すための革新的なビジネスモデルを創造し、サーキュラー・エコノミーにおける競争優位性を獲得します。
サプライチェーン全体のマネジメント	お取引先様とともに創造するサステナブルなサプライチェーン全体の脱炭素化の実現	私たちは、お取引先様とサステナビリティに対する考え方を共有し、共に社会的責任を果たすことを通じて、サプライチェーン全体で持続可能な未来の社会づくりに貢献します。
地域社会との共生	地域の皆様とともに店舗を拠点とした人々が集う豊かな未来に向けた街づくりの実現	私たちは、お取引先様とともに、環境に配慮した製品やサービスの調達等に取り組むと同時に、再生可能エネルギー化、省エネルギー化に取り組み、サプライチェーン全体での脱炭素社会の実現に貢献します。
お客様の健康・安全・安心なくらしの実現	未来に向けたお客様の心と身体を満たすWell-Beingなくらしの実現	私たちは、お取引先様とともに、サプライチェーンで働く人々の人権が守られ、健康に働き続けることができる職場環境づくりに貢献します。
ダイバーシティ&インクルージョンの推進	すべての人々がより互いの多様性を認め個性を柔軟に発揮できるダイバーシティに富んだ社会の実現	私たちは、地域のコミュニティ、行政、NGO・NPOとともに、店舗を拠点として、地域資源をいかした持続可能な街づくりに貢献します。また、地域の魅力を発掘・発信することで、街に集う人々にワクワクするあたらしい体験を提供します。
ワーク・ライフ・インテグレーションの実現	多様性と柔軟性を実現する未来に向けた新しい働き方による従業員とその家族のWell-Beingの実現	私たちは、お客様の心身ともに健康なくらし、安心なくらしに寄り添う高質で心地よい商品やサービスを提供することによりお客様それぞれの自分らしいWell-Beingと心豊かなワクワクする未来を提案します。
		私たちは、防災や感染症リスク、BCP(事業継続)に対応し、店舗のレジリエンスを高めます。また、それと同時にデジタルを活用したオペレーションを構築することで、安全・安心に配慮した新しい顧客接点を創造し、社会の期待に応える店づくりを推進します。
		私たちは、多様性と柔軟性をキーワードにステークホルダーすべての人がダイバーシティの本質である異なる個性や視点を大切に、多様な能力を発揮できる企業をつくりたい。また、多様な個性や能力が相互に影響し、機能し合うこと(インクルージョン)により、イノベーションを生み出し、多様なお客様の期待に応える事業の成長を目指します。
		私たちは、ニューノーマル時代の新しい働き方として、多様性と柔軟性をキーワードにした働き方を促進し、同時に心身の働き方による従業員とその家族のWell-Beingを実現し、組織の生産性向上につなげます。

- (1) サステナビリティ経営の全体像を図表を交えて端的に記載
- (2) サプライチェーンマネジメントを含め、マテリアリティ項目ごとのKGIとコミットメントを端的に記載

有価証券報告書

# 気候変動対応の開示例(有価証券報告書における好事例2/6)

## □ 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

### J. フロント リテイリング株式会社 有価証券報告書 (2021年2月期) P40-41

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

#### ③気候変動への対応

昨今、世界では気候変動をはじめとする環境課題が深刻化しています。日本国内でも異常気象による大規模な自然災害が多発するなど大きな影響をもたらし、今や気候変動は企業にとって看過できない状況となっています。

このような中、JFRグループは、気候変動をサステナビリティ経営上の最重要課題であると捉え、気候変動に伴うリスクや機会は、事業戦略に大きな影響を及ぼすものと認識しています。当社グループは、2021年度に新たに特定した7つのマテリアリティのうち、「脱炭素社会の実現」を最も重要なマテリアリティと位置づけ、再生可能エネルギー由来電力の導入や、エネルギー消費量の削減等、Scope 1・2温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組んでいます。さらに今回、環境課題の解決に向け、新たに「サーキュラー・エコノミーの推進」をマテリアリティに追加しました。

一方、当社グループは小売業を中核とする企業グループであり、サプライヤーである取引先様や、消費者であるお客様と協働したScope 3排出量削減の取り組みも非常に重要な課題であると認識し、マテリアリティの一つである「サプライチェーン全体のマネジメント」において取り組んでいます。

(1)

#### ④TCFD提言が推奨する4つの開示項目に沿った情報開示

TCFD提言は、すべての企業に対し、「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標と目標」の4つの項目に基づいて開示することを推奨しています。当社グループは、TCFD提言の4つの開示項目に沿って、気候関連情報を開示致します。

開示項目	具体的な開示内容
ガバナンス	(a) 取締役会が気候関連課題について報告を受けるプロセス、議題として取り上げる頻度、監視対象 (b) 経営者の気候関連課題に対する責任、報告を受けるプロセス(委員会等)、モニタリング方法
リスク管理	(a) 気候関連リスクの特定・評価プロセスの詳細、重要性の決定方法 (b) 重要な気候関連リスクの管理プロセスの詳細、優先順位付けの方法 (c) 全社リスク管理の仕組みへの統合状況
戦略	(a) 短期・中期・長期のリスク・機会の詳細 (b) リスク・機会が事業・戦略・財務計画に及ぼす影響の内容・程度 (c) 関連するシナリオに基づくリスク・機会および財務影響とそれに対する戦略・レジリエンス
指標と目標	(a) 気候関連リスク・機会の管理に用いる指標 (b) 温室効果ガス排出量 (Scope 1・2・3) (c) 気候関連リスク・機会の管理に用いる目標および実績

出典：気候関連財務情報開示タスクフォース「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言(最終版)」(2017年)

<ガバナンス(環境課題に対するガバナンス)>

(1) (a) 取締役会が気候関連課題について報告を受けるプロセス、議題として取り上げる頻度、監視対象

JFRグループでは、サステナビリティ経営をグループ全体で横断的に推進するため、環境課題に関する具体的な取り組み施策について、業務執行の最高意思決定機関である「グループ経営会議」で協議・決議しています。また、半期に一度開催される「サステナビリティ委員会」において、「グループ経営会議」で協議・決議された環境課題への対応方針等を共有し、当社グループの環境課題に対する実行計画の策定と進捗モニタリングを行っています。

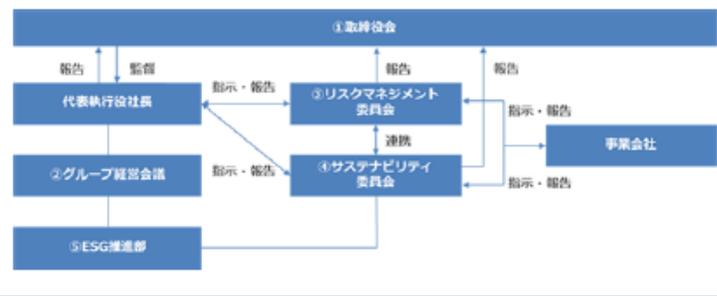
取締役会は、「グループ経営会議」および「サステナビリティ委員会」で協議・決議された内容の報告を受け、当社グループの環境課題への対応方針および実行計画等についての協議・監督を行っています。

(1) (b) 経営者の気候関連課題に対する責任、報告を受けるプロセス(委員会等)、モニタリング方法

代表執行役社長は、「グループ経営会議」の長を担うと同時に、直轄の諮問委員会である「リスクマネジメント委員会」および「サステナビリティ委員会」の委員長も担っており、環境課題に係る経営判断の最終責任を負っています。「グループ経営会議」および「サステナビリティ委員会」で協議・決議された内容は、最終的に取締役会へ報告を行っています。

(2)

・JFRグループ 環境マネジメント体制図



- (1) TCFD提言の開示項目に沿って記載  
(4つの基礎項目に加え、11の開示項目にも沿う形で記載)
- (2) 環境マネジメント体制について、「指示・報告」、「監督」等の指揮命令系統も含めて記載

# 気候変動対応の開示例(有価証券報告書における好事例3/6)

## □ 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

### J. フロント リテイリング株式会社 有価証券報告書 (2021年2月期) P41-42

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

・環境マネジメント体制における会議体と役割

会議体および体制	役割
①取締役会	業務執行において協議・承認された環境課題に関する取り組み施策の進捗を監督する。毎月開催。
②グループ経営会議	環境課題に対する具体的な取り組み施策を含む全社的な経営に係る施策について協議・決議する。決議事項は取締役会へ報告される。毎週開催。
③リスクマネジメント委員会	環境課題を含む包括的なリスクを抽出し、対策を協議・決議する。各事業会社の進捗状況のモニタリングなどを実施し、決議事項は取締役会へ報告される。都度開催。
④サステナビリティ委員会	グループ経営会議で協議された環境課題への対応方針を協議・決議する。環境課題に関する長期計画とKGI/KPIの策定、各事業会社の進捗状況のモニタリングなどを実施し、決議事項は取締役会へ報告される。半期に一度開催。
⑤ESG推進部	全社的な環境課題への対応を推進する。環境関連情報を収集しグループ経営会議やサステナビリティ委員会、リスクマネジメント委員会へ報告する。

<リスク管理>

- (1) (a) 気候関連リスクの特定・評価プロセスの詳細、重要性の決定方法  
JFRグループは、リスクを戦略の起点と位置づけ、「企業経営の目標達成に影響を与える不確実性であり、プラスとマイナスの両面がある」と定義しており、企業が適切に対応することで、持続的な成長につながると考えています。

当社グループは、環境課題に係るリスクについて、「サステナビリティ委員会」の中でより詳細に検討を行い、各事業会社と共有化を図っています。各事業会社では、気候変動の取り組みを実行計画に落とし込み、各事業会社社長を長とする会議の中で協議しながら実行計画の進捗確認を行っています。その内容について、「グループ経営会議」や「リスクマネジメント委員会」および「サステナビリティ委員会」において、進捗のモニタリングを行い、最終的に取締役会へ報告を行っています。

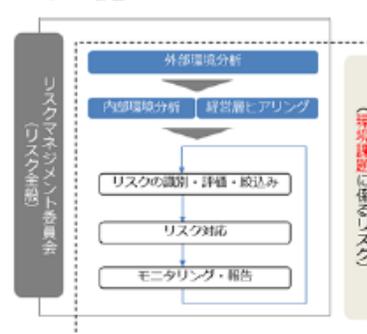
- (1) (b) 重要な気候関連リスクの管理プロセスの詳細、優先順位付けの方法  
JFRグループは、気候変動に伴うリスクと機会は、自社の事業戦略に大きな影響を及ぼすとの認識のもと、下記のプロセスを通じて気候変動に伴うリスクと機会を特定し、その重要性を評価しました。

- (2) はじめに、当社グループは、サプライチェーン・プロセスの活動項目である「商品調達」「輸送・顧客の移動」「店舗販売」「商品や、サービスの利用」「廃棄」の活動項目ごとに、気候変動に伴うリスクと機会を網羅的に抽出しました。次に、網羅的に抽出した気候変動に伴うリスクと機会の中から、当社にとって重要な気候変動に伴うリスクと機会を特定しました。最後に、特定した気候変動に伴うリスクと機会について、「自社にとっての影響度および発生可能性」と、「ステークホルダーにとっての影響度」の2つの評価基準に基づき、その重要性を評価しました。当社グループは、上記のプロセスを経て、特に重要と評価された気候変動に伴うリスクと機会について、取締役会による監督体制の下、当社における企業リスクの一つとして当社グループの戦略に反映し、対応しています。

#### (1) (c) 全社リスク管理の仕組みへの統合状況

JFRグループは、リスクを全社的に管理する体制を構築することが重要であることを踏まえ、「リスクマネジメント委員会」を設置しています。「リスクマネジメント委員会」では、外部環境分析をもとに、環境課題に係るリスクを含めた企業リスクを識別・評価し、優先的に対応すべき企業リスクの絞り込みを行い、進捗のモニタリングを行っています。「リスクマネジメント委員会」で協議・承認された内容は、取締役会による監督体制の下、当社グループの戦略に反映し、対応しています。

・リスク管理プロセス



・リスク管理体制

リスク管理プロセス	担当する会議体
・リスクの識別・評価・絞り込み	・取締役会 ・グループ経営会議 ・リスクマネジメント委員会 (経営に係るリスク全般が対象) ・サステナビリティ委員会 (環境課題に係るリスクが対象)
・リスク対応	・各事業会社
・モニタリング・報告	・取締役会 ・グループ経営会議 ・リスクマネジメント委員会 (経営に係るリスク全般が対象) ・サステナビリティ委員会 (環境課題に係るリスクが対象)

- (1) TCFD提言の開示項目に沿って記載  
(2) リスクと機会の特定及び重要性の評価プロセスを具体的に記載

# 気候変動対応の開示例(有価証券報告書における好事例4/6)

## 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

### J. フロント リテイリング株式会社 有価証券報告書 (2021年2月期) P43-44

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋  
<略>

(1)

(a) 短期・中期・長期のリスク・機会の詳細

JFRグループは、環境課題に係るリスクは長期間にわたり、自社の事業活動に影響を与える可能性があるため、適切なマイルストーンにおいて検討することが重要であると考えています。当社グループは、中期経営計画の実行フェーズである2021～2023年度、SBT目標設定年度である2030年度を見据え、気候変動がもたらす異常気象等の物理リスク、政府による政策規制の導入、および市場ニーズの変化等の移行リスクの検討※を行い、検討の結果特定したリスク・機会は、当社グループの戦略に反映し、対応しています。

※ (b) の表「JFRグループのリスク・機会の概要と事業および財務への影響」に記載。

・JFRグループにおける気候関連リスクと機会の検討期間の定義

	期間	定義
中期	2021～2023年度まで	2021～2023年度の中期経営計画の実行期間
長期	2030年度まで	JFRグループ Scope1・2・3温室効果ガス排出量のSBT目標設定年度までの期間

(1)

(b) リスク・機会が事業・戦略・財務計画に及ぼす影響の内容・相対

JFRグループは、気候変動が当社グループに与えるリスク・機会とそのインパクトの把握、および2030年時点の世界を想定した当社グループの戦略のレジリエンスと、さらなる施策の必要性の検討を目的に、シナリオ分析を実施しています。

シナリオ分析では、国際エネルギー機関 (IEA) や、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が公表する複数の既存シナリオを参照の上、パリ協定の目標である「産業革命前からの全世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑える」ことを想定したシナリオ (2℃未満シナリオ)、および新たな政策・制度が導入されず、公表済の政策・規制が達成されることを想定した世界の温室効果ガス排出量が、現在より増加するシナリオ (4℃の世界を想定しました)。

最重要マテリアリティである「脱炭素社会の実現」に向け、当社グループの事業活動について、上記シナリオを前提に、気候変動がもたらす影響を分析し、その対応策を検討し、当社グループの戦略レジリエンス (強靱性) を検証しています。

(2)

・参照した既存シナリオ

想定される世界	既存シナリオ
2℃未満シナリオ	「Sustainable Development Scenario (SDS)」 (IEA, 2019, 2020年) 「Representative Concentration Pathways (RCP2.6)」 (IPCC, 2014年)
4℃シナリオ	「Stated Policy Scenario (STEPS)」 (IEA, 2019, 2020年) 「Representative Concentration Pathways (RCP6.0, 8.5)」 (IPCC, 2014年)

・2030年時点を中心とした2℃未満シナリオおよび4℃シナリオにおけるJFRグループの事業および財務への影響

2つのシナリオにおけるJFRグループのリスク・機会とそれらに伴う事業および財務への影響の概観は下記の通りです。なお、事業および財務への影響の大きさは表中の矢印の傾きを3段階で定性的に表示しています。

(2)

・JFRグループのリスク・機会の概要と事業および財務への影響

リスク・機会の種類	JFRグループのリスク・機会の概要	事業および財務への影響		
		2℃未満シナリオ	4℃シナリオ	
リスク	移行リスク 政策規制	・炭素税 (カーボンプライシング) 等、温室効果ガス排出を抑制する政策導入・規制強化に伴う、オペレーションコストの増加	↑	↗
		・温室効果ガス排出に関する情報開示義務の拡大と、その対応不備による罰金リスク	↑	↗
	市場	・環境課題に対する消費行動の多様化や顧客意識の向上に伴う、低炭素 (カーボンニュートラル) 製品の需要増等のマーケット変化への対応遅れによる、成長機会の喪失	↗	→
リスク	物理リスク 急性	・気候変動に起因する感染症リスク (新型コロナウイルス感染症等) への対応の遅れによる、成長機会の喪失	↗	→
		・気候変動に起因する自然災害による店舗・事業所の損害、営業停止	↗	↑
	エネルギー源	・再エネに係る新たな政策・制度の進展とその利用に伴うエネルギー調達コストの減少	↗	→
機会	製品およびサービス	・再エネ拡大、省エネ強化、創エネ導入に伴うエネルギー調達リスクの回避	↗	→
		・リユース製品・リサイクル製品の需要増による、売上収益拡大	↑	↗
	市場	・リユース製品・リサイクル製品の取扱い拡大による、Scope3排出量の削減	↑	↗
機会	市場	・シェアリングビジネスやアップサイクルビジネスへの新規参入による、新たな成長機会の拡大	↑	↗
		・環境課題に対する消費行動の多様化や顧客意識の向上に伴う、小売業の枠を超えた事業ポートフォリオの再構築と、低炭素 (カーボンニュートラル) 製品市場への参入・拡大による収益力の向上	↑	↗
機会	市場	・気候変動に起因する感染症リスク (新型コロナウイルス感染症等) の増加への対応による、新たな成長機会の拡大	↑	↗

- ↑ : JFRグループの事業および財務への影響が非常に大きくなることが想定される。
- ↗ : JFRグループの事業および財務への影響がやや大きくなることが想定される。
- : JFRグループの事業および財務への影響が軽微であることが想定される。

- (1) TCFD提言の開示項目に沿って記載
- (2) 参照した既存シナリオを含め、リスク・機会の概要と各シナリオに与える影響の程度を具体的に記載

# 気候変動対応の開示例(有価証券報告書における好事例5/6)

## □ 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

### J. フロント リテイリング株式会社 有価証券報告書(2021年2月期) P45-46

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

#### (1) (c) 関連するシナリオに基づくリスク・機会および財務影響とそれに対する戦略・レジリエンス

JFRグループの温室効果ガス排出量の約90%は、電気の使用に由来しており、当社グループの温室効果ガス排出量削減の取り組みは、再生可能エネルギー由来電力の調達に重点を置くことが重要であると考えています。この現状を踏まえ、当社グループは、2030年時点を中心とした2つのシナリオにおける事業および財務への影響のうち、特に日本国内における炭素税の導入および再生可能エネルギー由来の電気料金の変動が、重要なパラメータ(指標)になると考えています。そのため、2℃未満シナリオおよび4℃シナリオにおける2つのパラメータについて、当社グループの財務への影響を定量的に試算しています。

※気候変動の主な原因である二酸化炭素の排出に課される税。

#### (2) ・2030年時点を中心としたJFRグループへの財務影響

重要なパラメータ (指標)	2030年時点を中心としたJFRグループへの財務影響		
	項目	2℃未満 シナリオ	4℃ シナリオ
炭素税	・炭素税価格(千円/t-CO <sub>2</sub> )	10	3.3
	・炭素税課税に伴うコスト増(百万円)	770	254
再エネ由来の 電気料金	・再エネ由来の電気料金の価格増(円/kWh)	1~4	
	・再エネ由来の電気の調達コスト増(百万円)	196~784	

(2030年時点に想定される前提条件)

・炭素税価格※1: \$100/t-CO<sub>2</sub>(2℃未満シナリオ)、\$33/t-CO<sub>2</sub>(4℃シナリオ) ※2

※1 「Stated Policy Scenario (STEPS)」(IEA, 2019)を参照。

※2 2030年時点では日本国内でも炭素税が導入されることを想定し、4℃シナリオにおける即  
の炭素税価格で試算。

・JFRグループ温室効果ガス排出量: 約77,000t-CO<sub>2</sub>(対2017年度比60%削減)

・再エネ由来の電気料金: 1~4円/kWhの価格高(再エネ以外の電気料金との比較)

・JFRグループ再エネ由来の電気使用量: 196,000kWh(再エネ比率90%)

当社グループは、2℃未満シナリオおよび4℃シナリオのいずれのシナリオ下においても、中  
長期視点から高い戦略レジリエンスを強化していきます。そのため、事業戦略や中期経営計画に  
おいて、マイナスのリスクに対しては適切な回避策を策定する一方、プラスの機会に対しては、  
マーケット変化へ積極的に対応する等、新たな成長機会の獲得を目指してまいります。

<指標と目標>

#### (1) (a) 気候関連リスク・機会の管理に用いる指標

JFRグループは、気候関連リスク・機会を管理するための指標として、Scope 1・2・3温室効果  
ガス排出量、および事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率の2つの指標を定  
めています。

#### (1) (b) 温室効果ガス排出量 (Scope 1・2・3)

JFRグループは、2017年度から、グループ全体の温室効果ガス排出量の算定に取り組んでいます。当  
社グループの2020年度Scope 1・2温室効果ガス排出量は、約13.6万t-CO<sub>2</sub>(対2019年度16.3%削減)を  
見込んでいます。また、2020年度Scope 3温室効果ガス排出量は、約283万t-CO<sub>2</sub>(対2019年度比25.2%削  
減)を見込んでいます。

当社グループは、2017年度から、温室効果ガス排出量の第三者保証を取得しており、2020年度の温室  
効果ガス排出量についても、第三者保証を取得する見込みです。

・JFRグループ Scope 1・2・3温室効果ガス排出量実績および見通し

(単位: t-CO<sub>2</sub>, %)

	温室効果ガス排出量 実績			温室効果ガス排出量 見通し		
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	対2019年度増 減	
Scope1・2排出量 合計	194,154 <sup>※</sup>	182,565 <sup>※</sup>	162,508 <sup>※</sup>	136,000	▲16.3	
内訳	Scope1排出量	16,052 <sup>※</sup>	15,960 <sup>※</sup>	15,214 <sup>※</sup>	13,000	▲14.6
	Scope2排出量	178,102 <sup>※</sup>	166,605 <sup>※</sup>	147,294 <sup>※</sup>	123,000	▲16.5
Scope3排出量 合計	3,075,136	3,123,238	3,782,555 <sup>※</sup>	2,830,000	▲25.2	

※ロイド レジスター クオリティ アシュアランス リミテッドによる第三者保証を取得。

#### (1) (c) 気候関連リスク・機会の管理に用いる目標および実績

JFRグループは、世界全体の2℃未満目標達成のため、2018年度から、長期的な温室効果ガス排出量  
削減目標を設定しています。「2030年までにScope 1・2およびScope 3温室効果ガス排出量を40%削減  
する(2017年度比)」という目標を設定し、「SBT (Science Based Targets) イニシアチブ※1」の認定  
を取得しています。当社グループは、これまでの取り組み内容の進化に伴い、Scope 1・2について  
「2030年までにScope 1・2温室効果ガス排出量を60%削減する(2017年度比)」という、より野心的な  
目標に改めました。また、「2050年までにScope 1・2温室効果ガス排出量をゼロにする」という目標  
を設定し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

これらの長期目標達成のため、当社グループは、2019年度から、自社施設における再生可能エネル  
ギー由来電力の調達を開始し、2020年10月に「RE100※2」に加盟しました。今後も、カーボンニュート  
ラルの実現に向け、再生可能エネルギー由来電力の調達拡大に取り組みます。

※1 産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるため、科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出  
削減目標達成を推進することを目的として、CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI(世界資源  
研究所)、WWF(世界自然保護基金)の4団体が2015年に共同で設立。

※2 事業活動で使用する電力を、2050年までに100%再生可能エネルギーにすることを目標とする国  
際的イニシアチブ。

(1) TCFD提言の開示項目に沿って記載

(2) 重要な指標が変動した場合の各シナリオにおける財務影響を定量的に記載

(3) 目標設定の考え方や取組みを具体的に記載

# 気候変動対応の開示例(有価証券報告書における好事例6/6)

## □ 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

### J. フロント リテイリング株式会社 有価証券報告書 (2021年2月期) P47

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

・JFRグループの気候関連リスク・機会の管理に用いる目標		
指標	目標年度	目標内容
温室効果ガス排出量	2050年	Scope1・2温室効果ガス排出量ゼロ
	2030年	Scope1・2温室効果ガス排出量を60% <sup>※1</sup> 削減する(2017年度比) Scope3温室効果ガス排出量40%削減を目指す(2017年度比) <sup>※2</sup> ※1 SBTイニシアチブにより認定を受けている削減率は40% ※2 SBTイニシアチブにより認定
事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率	2050年	事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率100% <sup>※3</sup>
	2030年	※3 2020年 RE100に加盟 事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率60%

#### ⑤今後の取り組み

昨今、天然資源や製品が一度きりの使い捨ての形で使用されることが前提となる、「リニア・エコノミー」は、大量採取による天然資源の枯渇、温室効果ガス排出による地球温暖化、大量の廃棄物による海洋汚染等、深刻な気候変動をもたらしています。

JFRグループは、小売業を中核とする企業グループである強みをいかし、これらの気候変動に伴うリスクと機会に対応していくことが重要であると考え、

- ・気候変動に伴う物理リスクへの対応策の強化による強靱なサプライチェーンの実現
- ・店舗を核とするCSVへの取り組みを通じたサステナブルな店づくりの実現による地域社会への貢献
- ・「サーキュラー・エコノミー」の推進による新しいビジネス機会の実現
- ・消費者の消費行動の変化に対応した低炭素製品・サービスへの積極的対応

等に取り組んでいきます。

今後も、当社グループは、取締役会による監督体制のもと、環境マネジメントにおけるガバナンスの強化を進め、中長期の目標達成に向けた実行計画の立案等、全社的な取り組みを進めていきます。

- ・ リスク・機会の管理に用いる指標について、目標年度を明示するとともに、目標内容を具体的かつ定量的に記載

## 我が国の気候変動開示の取組み①(コーポレートガバナンス・コード再改訂)

- 改訂版コーポレートガバナンス・コードにおいて、プライム市場上場会社は、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとされている

### スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議での議論

- E(環境)についてはTCFDが定着した開示フレームワークになっていると思う。具体的な名称を書くかどうかはともかく、ある程度の具体性を持った記述をコーポレートガバナンス・コードや対話ガイドラインで踏み込んでよい
- 投資家の関心も多様で、ESG開示に関わる国際的な枠組みも様々な手法が出ているので、One Size Fits Allということではなく多様な取組みに対応できるような検討が今後必要なのではないか
- 特にSの要素の1つである人的資本の開示の在り方についてさらに議論が促進されるべきではないか
- ソーシャルという観点は非常に重要になっており、本業でどのような社会的課題を解決して企業価値を上げていくかということに加えて、長期的なイノベーションを生み出すのはやはり人材であるため、そういった意味でダイバーシティを実現し、働きやすい環境を作り、どういう人材育成をしているのかというようなことがきちんと開示されることが重要である

### 改訂版コーポレートガバナンス・コード

新設

補充原則3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

#### 【フォローアップ会議の提言書(「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」)(抜粋)】

(…)特に、気候変動に関する開示については、現時点において、TCFD提言が国際的に確立された開示の枠組みとなっている。また、国際会計基準の設定主体であるIFRS財団において、TCFDの枠組みにも拠りつつ、気候変動を含むサステナビリティに関する統一的な開示の枠組みを策定する動きが進められている。

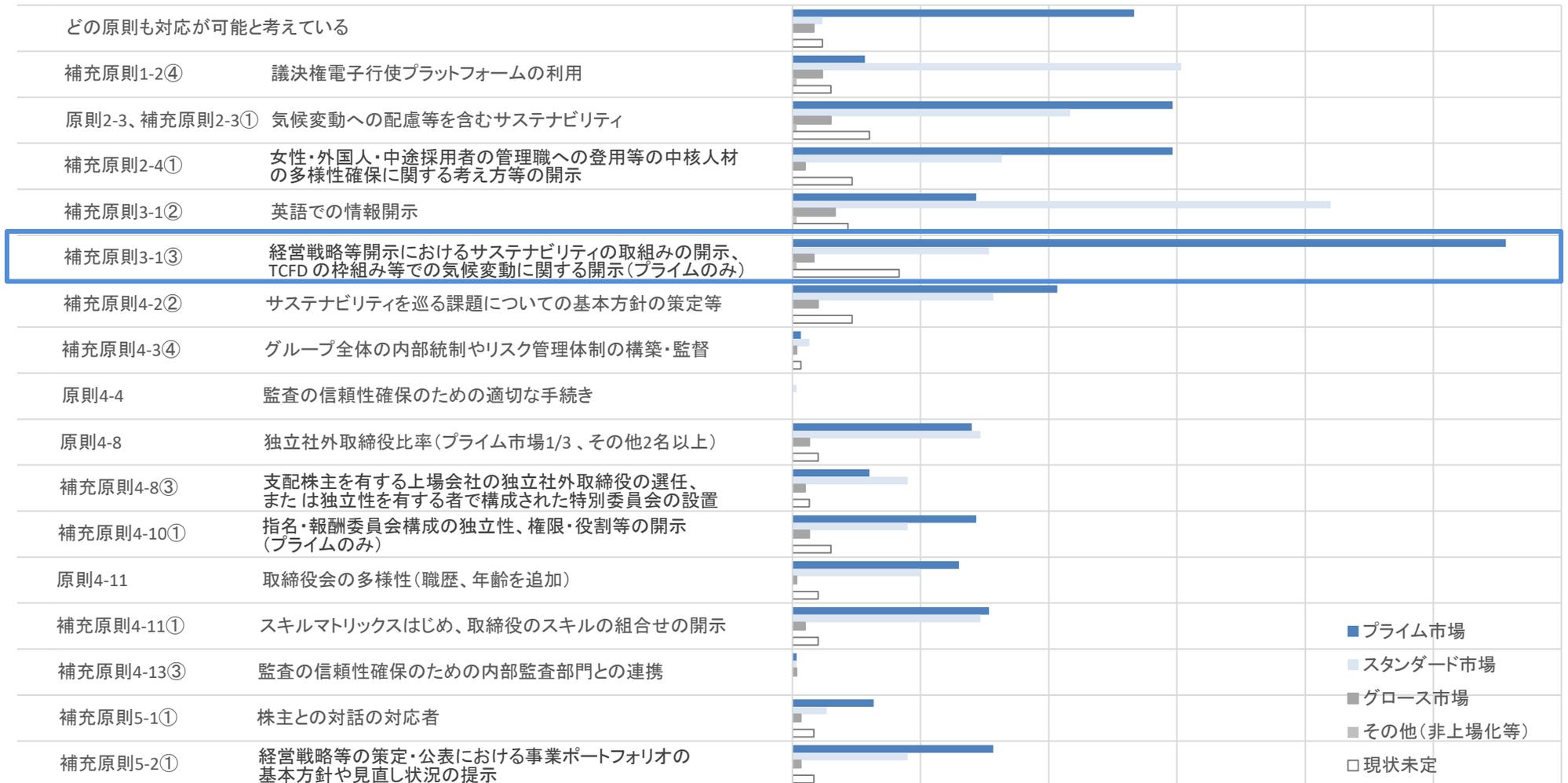
比較可能で整合性の取れた気候変動に関する開示の枠組みの策定に向け、我が国もこうした動きに積極的に参画することが求められる。今後、IFRS財団におけるサステナビリティ開示の統一的な枠組みがTCFDの枠組みにも拠りつつ策定された場合には、これがTCFD提言と同等の枠組みに該当するものとなることが期待される。

# 我が国の気候変動開示の取組み②(気候変動開示に対する企業の反応)

- コーポレートガバナンス・コードの再改訂に関し、対応が困難な原則があるかとのアンケート調査に対して、気候変動の開示(補充原則3-1③)への対応が困難という意見が多い

単位:社数

0 30 60 90 120 150 180



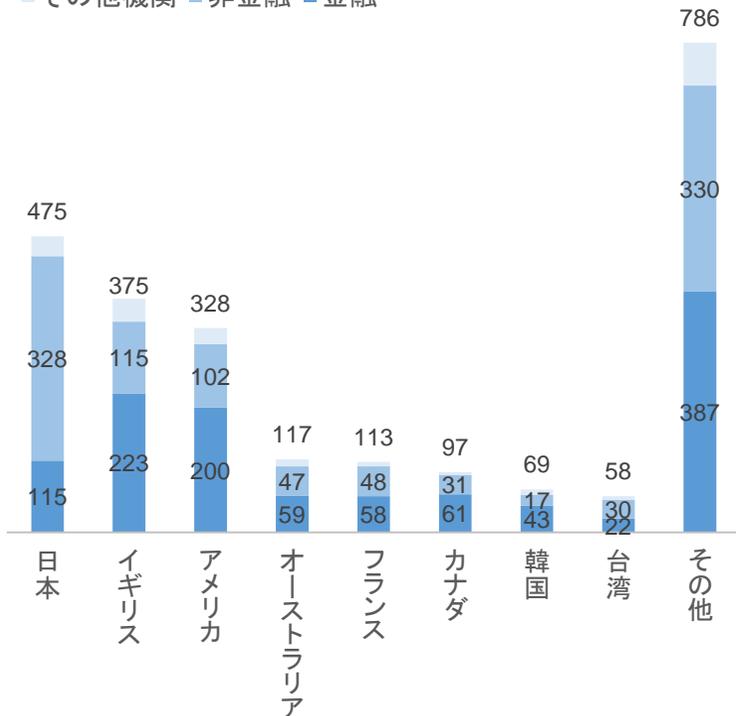
# 我が国の気候変動開示の取組み③(国際的な枠組みへの対応)

## □ 気候変動の開示について、企業における積極的な動きが見られる

### TCFD<sup>(注1)</sup>賛同機関数

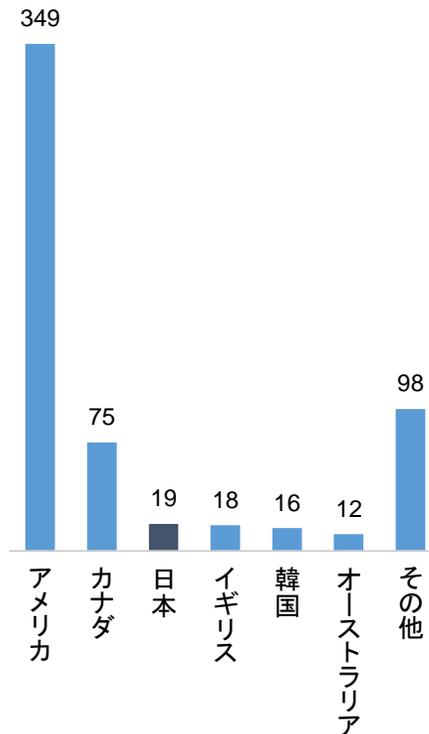
(2021年8月25日時点)

■ その他機関 ■ 非金融 ■ 金融



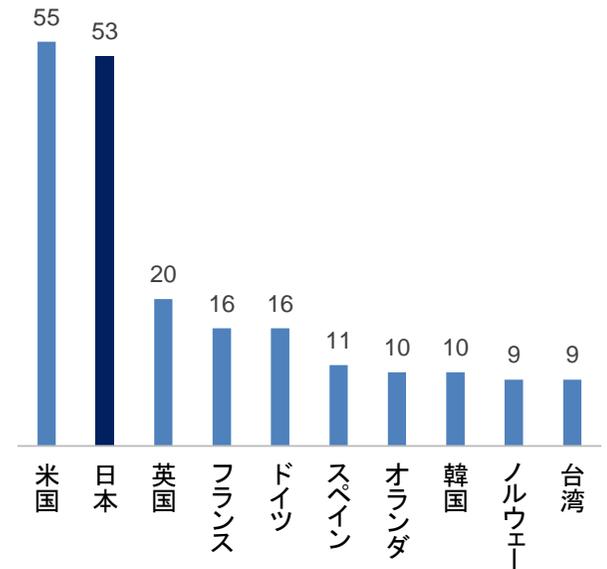
### SASB<sup>(注2)</sup>が公表する基準を基に開示した企業数

(2020年)



### CDP<sup>(注3)</sup>の評価 気候変動Aリスト国別企業数(上位10か国)

(2020年)



(注1) G20の要請を受けた金融安定理事会(FSB)が2015年に立ち上げた気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)  
(出所) TCFDホームページより金融庁作成

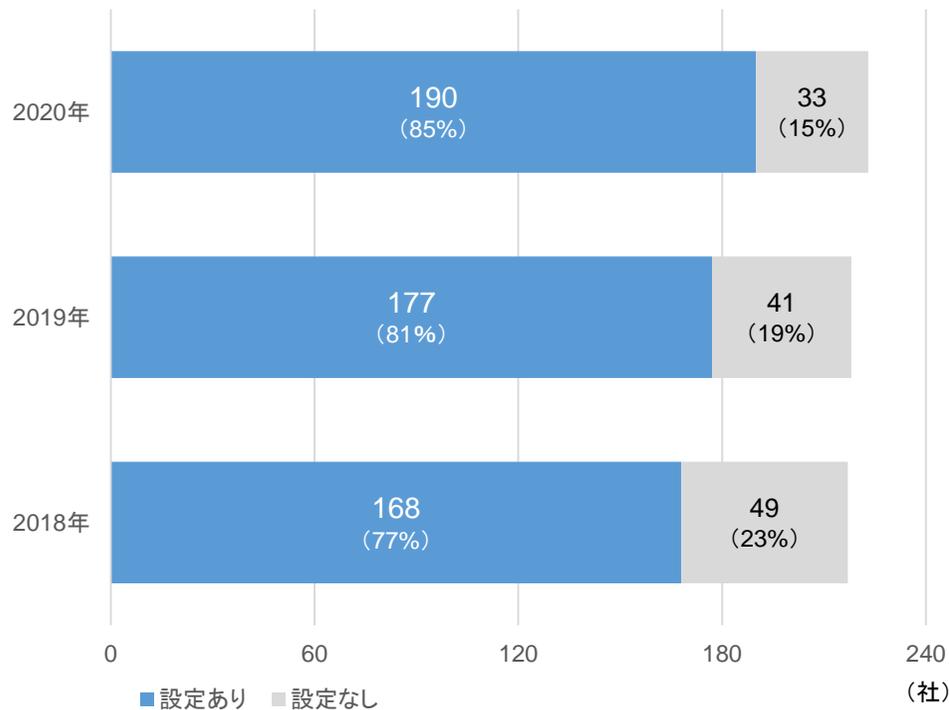
(注2) SASBは、米国の民間非営利組織が策定・公表する開示フレームワーク  
(出所) SASBホームページより金融庁作成

(注3) CDPは、企業向けに気候変動等への取組みに係る質問書を送付し、スコアリングを行っている、英国のNGO  
(出所) CDPより金融庁作成

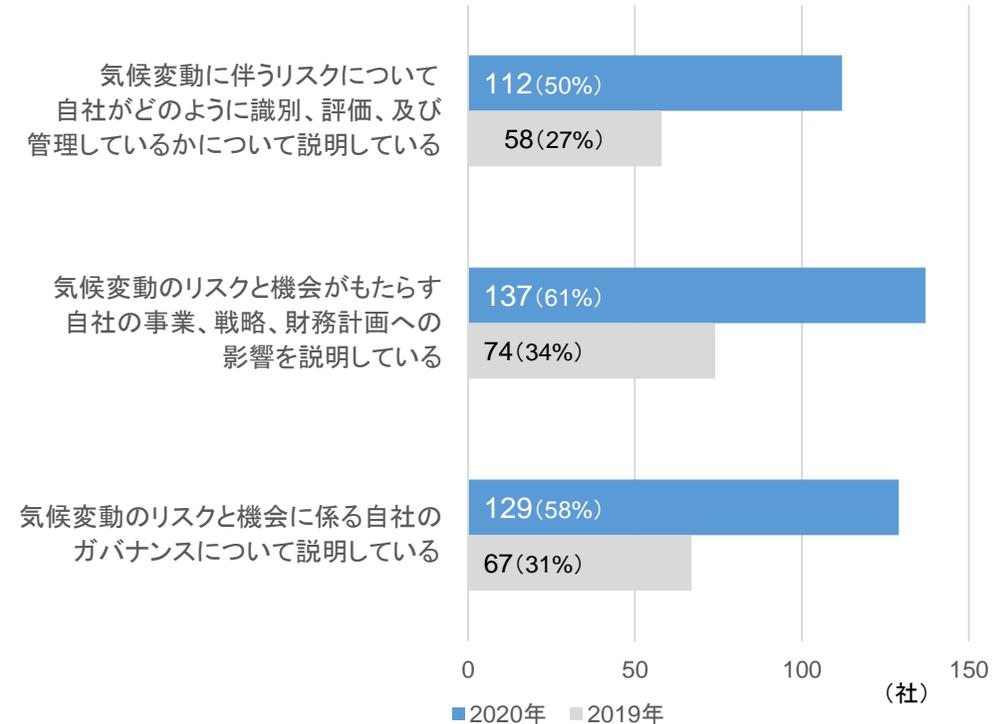
## 我が国の気候変動開示の取組み④(NIKKEI225企業の環境開示の状況)

- 日経225構成企業のうち、85%が温室効果ガス排出量の削減目標を開示、50%超がTCFDの推奨する開示項目を開示している

### ■ 温室効果ガス排出量削減目標の開示



### ■ TCFD提言が推奨する開示項目についての開示

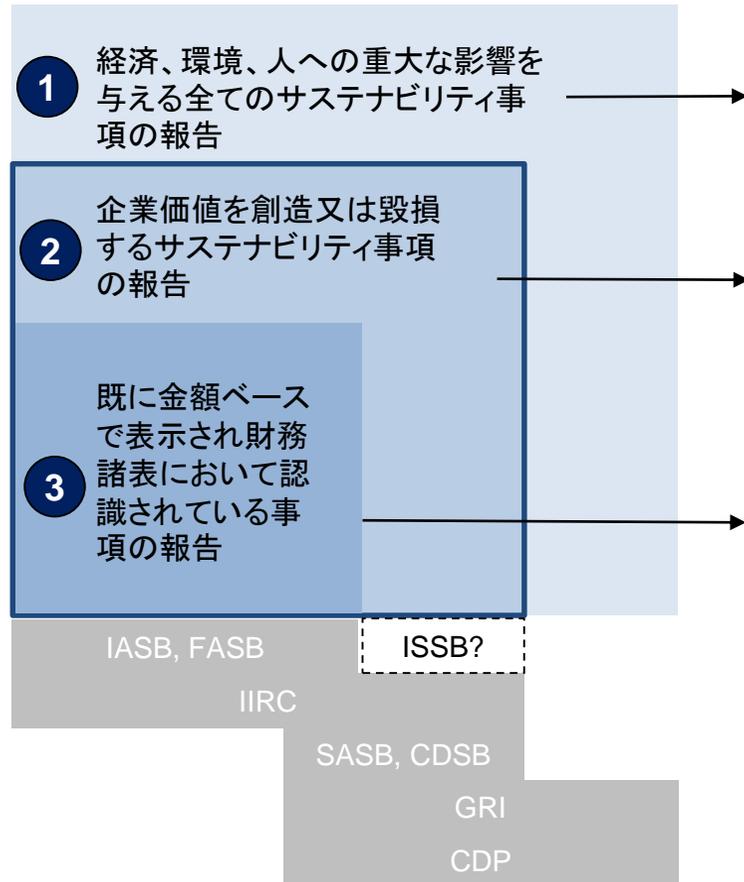


# 開示におけるマテリアリティ(包括的な企業報告システムの体系)

- 民間基準設定5団体は、サステナビリティに関する項目のマテリアリティは時の経過とともに変動し得るもの(ダイナミック・マテリアリティ)であり、マテリアリティに応じて報告体系も異なることを主張

ダイナミック・マテリアリティと  
既存のサステナビリティ報告基準との関係性

報告体系の種類



	報告体系	報告課題	想定利用者	マテリアリティとの関係
①	サステナビリティ報告	全てのサステナビリティ事項が対象	幅広いステークホルダー	持続可能な成長に重大な影響をもたらす事項は全てマテリアルとみなす
②	サステナビリティ関連財務報告	企業価値に影響を与える可能性が高いと想定されるサステナビリティ事項	投資家等	企業価値に影響を与えるサステナビリティ事項が対象(金額で測定されない範囲も含む)
③	財務報告	財務諸表で認識される金額に直接関連するサステナビリティ事項	投資家等	財務諸表に影響を与えるサステナビリティ事項が対象(財務諸表で開示される金額に影響を与える範囲)

(注) 青枠の部分(サステナビリティ関連財務報告、財務報告)を合わせて企業価値報告と総称している。

## I. 気候変動に対するステークホルダーの意識

## II. 気候変動対応に関する開示

### A) 開示内容

### B) 開示基準

### C) 諸外国における開示制度の検討状況

### D) その他の留意点

## TCFDコンソーシアムの設置

- 2015年12月、G20の要請を受けた金融安定理事会(FSB)は**気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)**を設立
- 2017年6月、企業による**自主的な開示**を促すための提言をまとめた最終報告書(TCFD提言)を公表
- 金融庁、経産省、環境省等の関係省庁は、**TCFD提言に沿った開示に自主的に取り組もうとする金融機関や事業会社をサポート**
- 2019年5月、日本経済団体連合会等の呼びかけにより、「**TCFDコンソーシアム**」が設置。TCFDに沿った開示を進めていく上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業が双方向の議論を行う場であり、金融庁、経産省、環境省は運営面でサポートすると共に、オブザーバー参加

### TCFD提言の内容

気候変動が企業財務にもたらすリスクと機会を投資家等に開示するために、気候関連財務情報開示における中核的要素として以下4項目が推奨されている

ガバナンス	気候関連リスク及び機会に関する当該組織のガバナンス
戦略	当該組織のビジネス・戦略・財務計画に対する気候リスク及び機会の実際の及び潜在的影響
リスク管理	当該組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するために用いるプロセス
指標と目標	気候関連リスク及び機会を評価・管理するのに使用する指標とその目標

### TCFDコンソーシアムの概要

TCFD提言へ賛同する企業や金融機関等が一体となって取組を推進し、企業の効果的な情報開示や、開示された情報を金融機関等の適切な投資判断に繋げるための取組について議論する場として設立された。

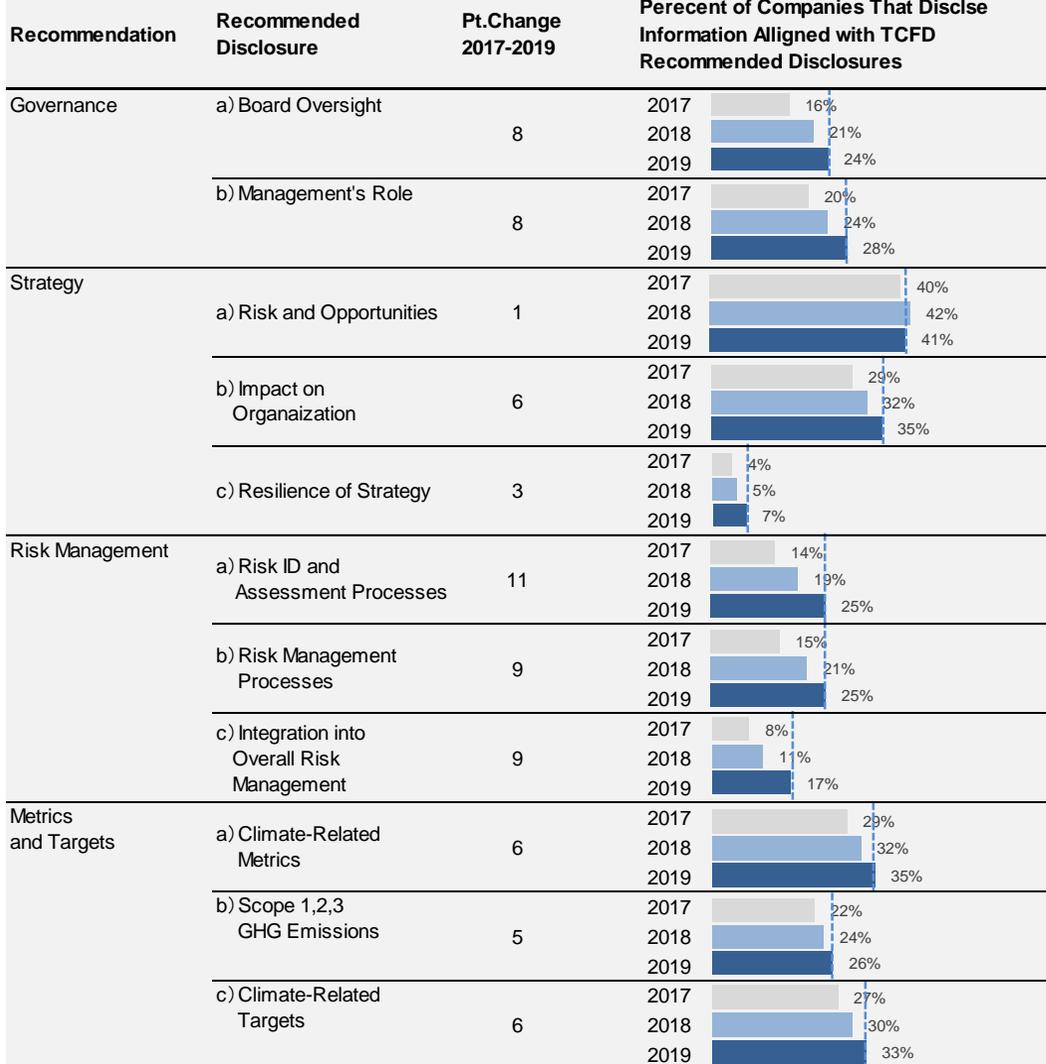


「TCFDコンソーシアム」では、産業界と金融界の対話を通じて、以下のガイダンスを策定。

- (事業会社向け)「**TCFDガイダンス2.0**」(2020年7月公表)
- (投資家等向け)「**グリーン投資ガイダンス**」(2019年10月公表)
  - 2019年10月8日には、世界の事業会社と金融機関が集まる場として「**TCFDサミット**」を開催、上記の取り組みを世界に発信・共有した。
  - その後、TCFDサミットは、2020年10月に開催し、2021年は10月5日に開催予定。

# TCFD提言①(TCFD status report)

## TCFD-Aligned Disclosures by Year



Legend: Percentage of companies that disclosed information aligned with TCFD recommended disclosures in 2019

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%

## Top Ten Most Useful Disclosure Elements by Score and Variance

Recommended Disclosure	Disclosure Element	Score	Var*	Rank
Strategy b)	How climate-related issues have affected business and strategy	1.1	0.1	1
Metrics and Targets a)	Key metrics on climate-related issues for most recent period and historical periods	1.3	0.2	2
Strategy a)	The material climate-related issues identified for each sector and geography	1.3	0.3	3
Metrics and Targets b)	Scope 1 GHG emissions for the most recent period and historical periods	1.3	0.4	4
Metrics and Targets c)	Climate-related targets related to GHG emissions	1.3	0.4	5
Strategy a)	The material climate-related issues identified	1.4	0.2	6
Metrics and Targets b)	Scope 2 GHG emissions for the most recent period and historical periods	1.4	0.4	7
Metrics and Targets c)	The timeframes over which climate-related targets apply	1.4	0.4	8
Metrics and Targets c)	Key performance indicators used to assess progress against climate-related targets	1.5	0.4	9
Governance a)	Board consideration of climate-related issues for major capital expenditures, acquisitions, and divestitures	1.5	0.6	10

\*Var. refers to variance.

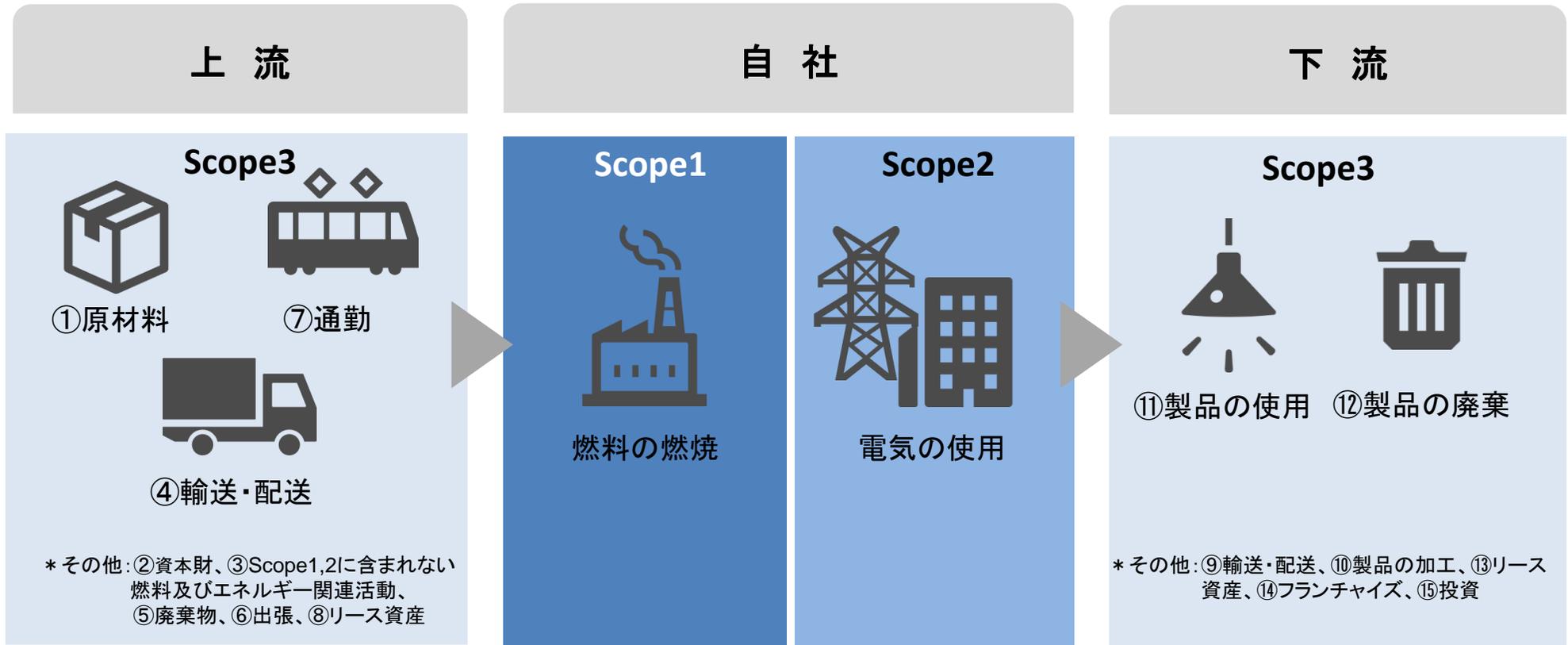
## TCFD提言②(海外の開示例)

- Unileverの開示では、長期戦略をベースに、主要な取組とそれに対する指標・目標値を記載している。毎年のパフォーマンス及び達成度合いについても示している

	Target	2020	2019	2018
<b>Improving health &amp; wellbeing</b>				
<b>Health &amp; hygiene</b> Target: By 2020 we will help more than a billion people to improve their health and hygiene. This will help reduce the incidence of life-threatening diseases like diarrhoea <sup>(a)</sup>	1 billion	On ground reach: 625 million TV reach: 715 million	On ground reach: 615 million TV reach: 710 million	On ground reach: 570 million TV reach: 670 million
<b>Nutrition</b> Target: By 2020 we will double (i.e. up to 60%) the proportion of our portfolio that meets the Highest Nutritional Standards, based on globally recognised dietary guidelines	60%	61% <sup>†</sup>	56% <sup>‡</sup>	48%
<b>Reducing environmental impact</b>				
<b>Greenhouse gases</b> Target: Halve the greenhouse gas impact of our products across the lifecycle (from the sourcing of the raw materials to the greenhouse gas emissions linked to people using our products) by 2030 (greenhouse gas impact per consumer use; 2010 baseline) <sup>(c)(d)</sup>	(50%)	(10%)	(8%)(b) <sup>‡</sup>	(3%)(b)
Target: By 2020 CO2 emissions from energy from our factories will be at or below 2008 levels (≤145.92) despite significantly higher volumes (reduction in CO2 from energy in kg per tonne of production since 2008)*	≤145.92	36.94 <sup>†</sup>	50.76 <sup>‡</sup>	70.46 <sup>‡</sup>
<b>Water</b> Target: Halve the water associated with the consumer use of our products by 2020 (water impact per consumer use; 2010 baseline) <sup>(e)</sup>	(50%)	0%	1% <sup>‡</sup>	(2%)
Target: By 2020 water abstraction by our global factory network will be at or below 2008 levels (52.97) despite significantly higher volumes (reduction in water abstraction in m <sup>3</sup> per tonne of production since 2008)*	≤2.97	1.52 <sup>†</sup>	1.58 <sup>‡</sup>	1.67 <sup>‡</sup>
<b>Waste</b> Target: Halve the waste associated with the disposal of our products by 2020 (waste impact per consumer use; 2010 baseline) <sup>(e)</sup>	(50%)	(34%) <sup>†</sup>	(32%)	(31%)
Target: By 2020 total waste sent for disposal will be at or below 2008 levels (≤ 7.91) despite significantly higher volumes (reduction in total waste in kg per tonne of production since 2008)*	≤7.91	0.34 <sup>†</sup>	0.30 <sup>‡</sup>	0.23 <sup>(i)</sup>
<b>Sustainable sourcing</b> Target: By 2020 we will source 100% of our agricultural raw materials sustainably (% of tonnes purchased)	100%	67% <sup>†</sup>	62% <sup>‡</sup>	56%
<b>Enhancing livelihoods</b>				
<b>Fairness in the workplace</b> Target: By 2020 we will advance human rights across our operations and extended supply chain, by:				
• Sourcing 100% of procurement spend from suppliers meeting the mandatory requirements of the Responsible Sourcing Policy (% of spend of suppliers meeting the Policy)	100%	83% <sup>†</sup>	70%	61% <sup>‡</sup>
• Reducing workplace injuries and accidents by 50%, from 2.10 accidents per 1 million hours worked in 2008 (reduction in Total Recordable Frequency Rate of workplace accidents per million hours worked since 2008)*	1.05	0.63 <sup>†</sup>	0.76(f) <sup>‡</sup>	0.69 <sup>‡</sup>
<b>Opportunities for women</b> Target: By 2020 we will empower 5 million women, by:				
• Promoting safety for women in communities where we operate (number of women)	5 million	2.63 million(g) <sup>†</sup>	2.34 million	1.85 million <sup>‡</sup>
• Enhancing access to training and skills (number of women)				
• Expanding opportunities in our value chain (number of women)				
• Building a gender-balanced organisation with a focus on management (% of managers that are women)*	50%	50% <sup>†</sup>	51%	49% <sup>‡</sup>
<b>Inclusive business</b> Target: By 2020 we will have a positive impact on the lives of 5.5 million people by:				
• Enabling 5 million small-scale retailers to access initiatives aiming to improve their income (number of small-scale retailers since 2015)	5 million	1.83 million(g) <sup>†</sup>	1.81 million <sup>‡</sup>	1.73 million
• Enabling 500,000 smallholder farmers to access initiatives aiming to improve their agricultural practices (number of smallholder farmers since 2011)	0.50 million	0.83 million(g) <sup>†</sup>	0.79 million <sup>‡</sup>	0.75 million
* Key Non-Financial Indicators. † PwC assured in 2020. For details and 2020 basis of preparation see www.unilever.com/investor-relations/annual-report-and-accounts ‡ PwC assured in 2019. For details and 2019 basis of preparation see www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/reporting-archive Δ PwC assured in 2018. For details and 2018 basis of preparation see www.unilever.com/planet-and-society/sustainability-reporting-centre/reporting-archive (a) The number of people reached through TV advertisements and programmes aimed at encouraging health and hygiene behaviour change (TV reach) includes Signal, Dove and Lifebuoy. (b) We have restated the change in our GHG emissions 'per consumer use' for prior years as a result of incorporating new data relating to the usage of our products, which changed the estimated GHG emissions in our 2010 baseline. See page 56 for more information. (c) Brackets around our GHG, waste and water footprints indicate that we have reduced our footprints by the numbers quoted. (d) Target approved by the Science Based Targets initiative. (e) Restated from 0.20 kg/tonne of production due to a classification error during the data reporting process. (f) 2019 Total Recordable Frequency Rate (TRFR) included for the first time all acquisitions which operate as decentralised business units, as we now have processes in place to collect the data. Had we included these acquisitions in 2018, our reported TRFR would have been approximately 6% higher. (g) Around 592,000 women have accessed initiatives under both the Inclusive business and the Opportunities for women pillars in 2020.				

## TCFD提言③(温室効果ガス排出量Scope1、2、3)

- TCFD提言では、事業者自らの排出だけでなく、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、サプライチェーンから発生する温室効果ガス排出量の開示を推奨



Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

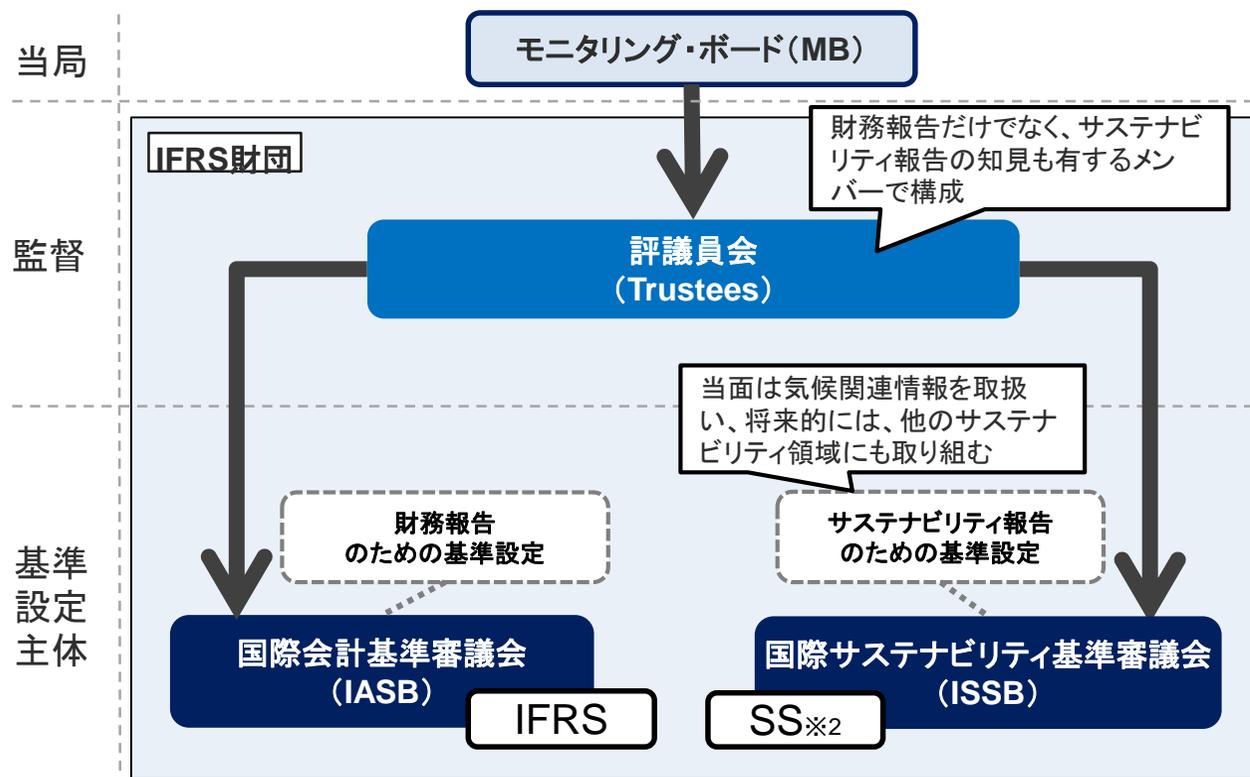
# IFRS財団によるISSB設置の動き

## □ IFRS財団は、気候変動をはじめとするサステナビリティに関する報告基準を策定する方針

G7財務大臣・  
中央銀行  
総裁声明  
(2021年6月)

我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体と幅広いステークホルダーを緊密に巻き込んでベストプラクティスを形成するとともに収斂を加速させて、このベースラインとなる基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、COP26までの国際サステナビリティ基準審議会設立につながる最終提案に関する更なる協議を懇願する。

## 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)<sup>※1</sup> の設置イメージ



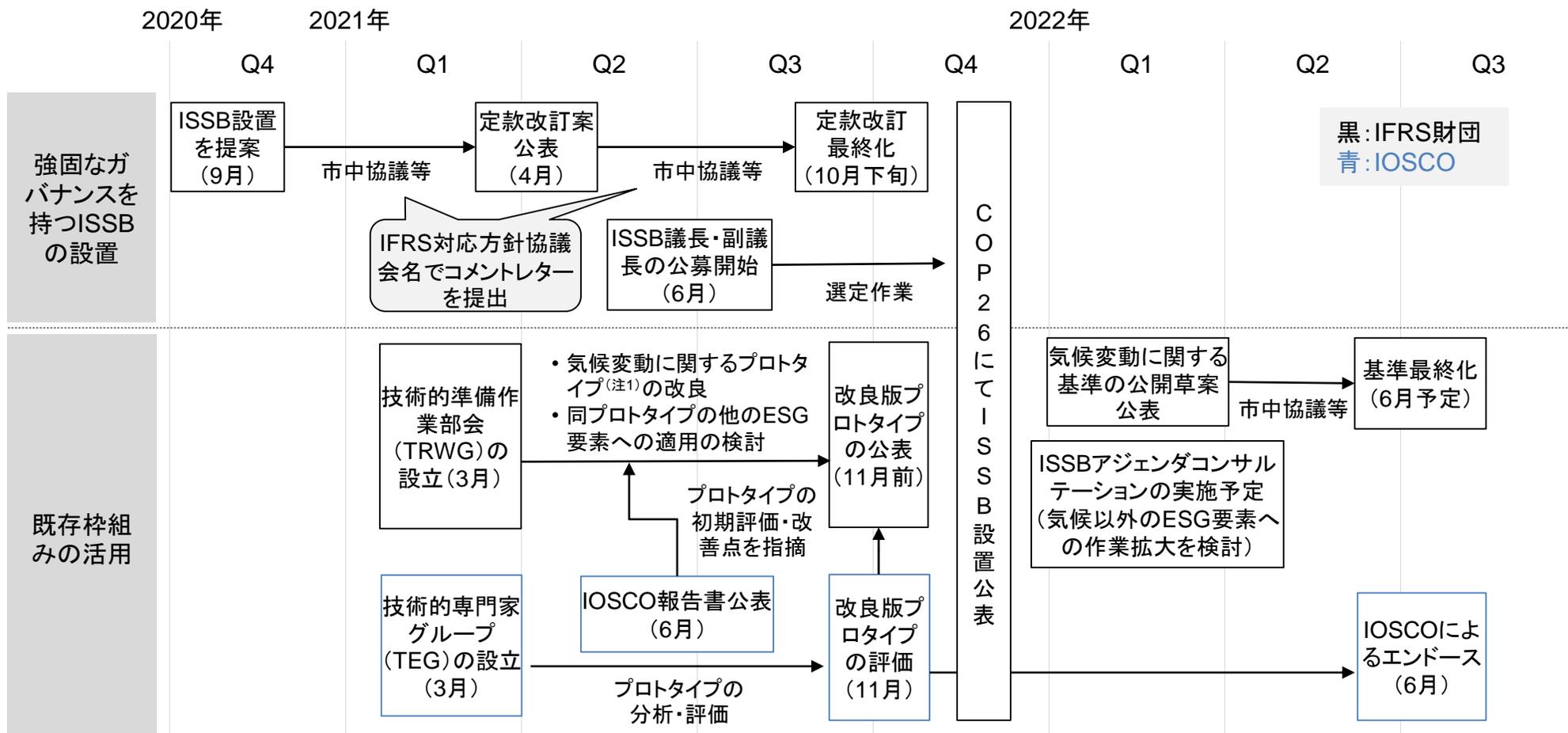
※1 ISSB: International Sustainability Standards Board ※2 SS: Sustainability Standards

## ISSBの戦略的方向性

- 投資家の判断に重要な情報(企業価値)にフォーカス (investor focus for enterprise value)
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先
- TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発
- ビルディングブロックアプローチを採用
  - ・ ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、その上に各国が政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法

## ISSB基準策定に向けたスケジュール

- IFRS財団でISSB基準策定に向けた動きが進む。IOSCOはIFRS財団との連携において、強固なガバナンスを持つISSBの設置、既存枠組みの活用、ビルディングブロックアプローチの促進、という3つを目的とすることを提示



※3つ目の目的である「ビルディング・ブロック・アプローチ<sup>(注2)</sup>の促進」については、本年11月後にIFRS財団の下にマルチステークホルダー専門家協議委員会<sup>(注3)</sup>を設置することを予定。

(注1) サステナビリティ報告に係る民間基準設定5団体 (CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB) が2020年12月に公表した、気候関連開示財務開示基準のプロトタイプを指す

(注2) 国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法

(注3) IOSCOが2021年2月に設置を提案したもの。企業価値をベースとした投資判断に重要なサステナビリティトピックの特定と同時に、より広範なサステナビリティ報告の要件や、各地域での補完的な報告要件との一貫性の促進を行うことを目的とする。

(出所) IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」(2021年6月)等

# ISSB基準策定の動き①(市中協議文書の概要)

- 2020年9月30日、国際会計基準(IFRS)の設定主体であるIFRS財団が、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体を設置する旨の市中協議文書を公表

## 1. 背景

- 企業のサステナビリティに関する**報告基準は多数存在し、基準の内容や報告対象等多様**。こうした中、基準を利用する企業、及び基準に基づき報告された情報を利用する投資家等の関係者から、**統一的な報告基準の実現**を求める声が国際的に高まっている。
- 関係者からの声として、例えば以下があげられる。
  - **投資家**にとっては、企業が異なる基準に基づき報告するため、**比較可能な情報が不足**している
  - **企業**にとっては、異なる基準に基づき報告するため**非効率**である
- この課題への対応として、これまで**国際会計基準(IFRS)を策定した実績やグローバルなネットワークを持つIFRS財団**に対し、**統一的な基準の実現を期待する声**が高まっている。

## 2. IFRS財団による市中協議の概要

- 企業のサステナビリティに関する統一的な基準に取り組むための方法として、以下を提案。
  - **IFRS財団の下に**、国際会計基準(IFRS)を策定する国際会計基準審議会(IASB)とは別に、**企業のサステナビリティに関する新たな基準設定主体を設置**する。
  - 企業のサステナビリティに関する報告基準を策定している**既存の団体と連携**し、彼らの取組みを活用する。
  - 新たな基準設定主体では、**当面は気候関連情報**について作業する。将来的には、他のサステナビリティ領域にも取り組む。
  - 新たな基準設定主体では、**投資家及び他の市場参加者に有用なサステナビリティ情報を提供**するアプローチを取る。

## 3. スケジュール

- 市中協議期間は2020年12月31日まで

## ISSB基準策定の動き②(市中協議に対する日本の主張)

- 2020年11月27日、日本からコメントレターをIFRS対応方針協議会(メンバー:日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省)名で発出
- コメントレター提出にあたってはGPIF、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本投資顧問業協会、環境省も議論に参画

### 新たな基準設定主体の設置

- 高品質な基準設定を通じた資本市場の透明性・効率性の向上という、IFRS財団がこれまで果たしてきた役割を維持することを前提として、**サステナビリティ報告に関する基準設定主体の新たな設置を支持**。

### 報告対象と重要性の範囲

- サステナビリティ報告における**主要な報告対象者は、投資家を中心とする資本市場の参加者とすべき**。
- その上で、**重要性の範囲は、企業財務に与える影響を基本に考えるべき**。

### 新たな基準設定主体の構成

- **新たな基準設定主体のメンバーは、地域や所属する業界も含めた多様性を確保すべき**。特に、ESG領域を専門に活動している人物だけでなく作成者や投資家など資本市場の参加者も含めて全体的なバランスを確保することが重要。
- また、多様性を確保しつつ資金面の負担を軽減する観点から、**新たな基準設定主体のメンバーは非常勤とすることも検討すべき**。

### 開示すべき情報の範囲

- 新たな基準設定主体における作業では、**気候変動以外のESG要素、特にS(社会)やG(ガバナンス)も並行して対応すべき**。

### 資金調達

- 財務報告の領域において、G20で掲げられた「a single set of high-quality global standards」の実現に向けて、IFRS財団が継続して取り組むべき。そのため、IFRS基準の開発に関するリソースが減少することの無いよう、**新たな基準設定主体の資金については、IASBの資金とは別に独立した新たな財源を確保すべき**。

## ISSB基準策定の動き③(戦略的方向性の公表)

- 市中協議の結果を踏まえ、2021年3月8日、IFRS財団はISSBの戦略的方向性についてのプレスリリースを公表。投資家の判断に重要な情報にフォーカスし、TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとし、まずは気候関連の報告に注力すること等を表明
- 今後、財団の定款改定の市中協議を実施、ISSB設置の最終決定は2021年11月に開催予定のCOP26に先立って行う旨表明。なお、ロードマップを含む最終提案を2021年9月末までに作成する意思がある旨、2月に別途公表している<sup>(注1)</sup>

### 1. 概要

- IFRS財団は3月2日～4日に評議員会会合を開催し、IFRS財団が実施したサステナビリティ報告に関する市中協議の結果について議論を実施。市中協議のフィードバックとIOSCO声明に基づき、IFRS財団評議員会は国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の戦略的方向性について以下の見解に達した。
  - 投資家等の判断に重要な情報にフォーカスする。
  - まずは気候関連の報告に注力する一方で、その他のESG(環境、社会、ガバナンス)事項に関する投資家の情報ニーズに対応するための取り組みを行う。
  - TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みや、企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告の主要な基準設定者<sup>(注2)</sup>の作業を基に構築する。
  - 重要法域の基準設定主体と協働し、グローバルに一貫した比較可能な報告のベースラインを提供すると共に、より広範なサステナビリティへの影響に関する報告との調整のための柔軟性も提供。

### 2. スケジュール

- 今後、市中協議に関するフィードバックステートメントを公表。これと同時に、IFRS財団の定款改定に関する市中協議を90日間で実施し、2021年11月のCOP26に先立ってISSBの設置を最終決定する予定。

(注1)IFRS財団は2021年2月2日に、グローバルなサステナビリティ基準に対する幅広い要望に応えるための今後の検討事項についてプレスリリースを公表。2021年9月末までにロードマップを含む最終提案を作成する意思がある旨を表明している

(注2)主要な基準設定者として、CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)の5団体が挙げられる(出所)IFRS財団”IFRS Foundation Trustees announce strategic direction and further steps based on feedback to sustainability reporting consultation”(2021年3月8日)

## ISSB基準策定の動き④ (IOSCO技術的専門家グループ設立)

- 2021年3月30日、IOSCOはSTF(サステナブルファイナンス・タスクフォース)内に技術的専門家グループ(TEG)を設置し、IFRS財団が設置するワーキング・グループ(WG)<sup>(注1)</sup>と連携する旨表明
- TEGは本年11月のCOP26までに、IFRS財団による技術的提言の評価およびプロトタイプ<sup>(注2)</sup>の改良を完了させる予定

### 1. 概要

- IOSCOはIFRS財団が3月22日に公表したWGの設置を歓迎し、オブザーバーとして参加する意思を表明。
- IOSCOのSTF内にTEGを設置し、IFRS財団が設置するWGと連携する旨を表明。TEGでは、IFRS財団のWGによる技術的提言に対する評価を実施。この一環として、WGが実施予定のプロトタイプの改良について、IFRS財団が設置予定の新たな基準設定主体(ISSB)における基準開発の健全な基礎を形成できているか、以下の観点から評価する予定。
  - サステナビリティ関連開示の義務付けに向けた、一貫した比較可能なアプローチのベースラインに資する、資本市場のコアな情報ニーズを満たしていること
  - 既存の会計基準と共存可能で、かつ作成者がサステナビリティ関連開示を実施する際の良いガバナンスの促進が可能であること
  - 監査及び保証の基礎となること

### 2. スケジュール

- TEGは星MASと米SECが主導し、STFおよびIOSCOの会計・監査・開示に関する委員会(Committee 1)のリーダーシップの下、本年11月のCOP26までにIFRS財団による技術的提言の評価およびプロトタイプの改良を完了させる予定。

(注1)3月22日、IFRS財団はサステナビリティに関する国際的な報告基準のコンバージェンスを促進し、将来財団内に設置されるISSBでの国際的な基準策定の技術的準備に向けて、同財団内にWGを設置する旨表明している。同WGにはIOSCOがオブザーバーとして参加予定

(注2)2020年12月、民間基準設定5団体(CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB)は、気候関連財務報告タスクフォース(TCFD)提言をベースに、各団体が策定している枠組みの内容を取り入れた気候関連財務開示基準のプロトタイプを公表

(出所)IOSCOプレスリリース"IOSCO Technical Expert Group to undertake an assessment of the technical recommendations to be developed as part of the IFRS Foundation's sustainability project"(2020年3月30日)

## ISSB基準策定の動き⑤(市中協議結果の概要)

- 2021年4月30日、IFRS財団はサステナビリティに関する新たな基準設定主体(ISSB)設置に係る市中協議の結果を公表
- 市中協議の結果、577のコメントがあり、各地域の様々なステークホルダーのコミュニティ(規制、会計、ESG関係者、市場参加者、個人)から幅広く寄せられた

### ISSB設置について

- グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズ、及び当該領域においてIFRS財団がISSB設置を通じて役割を果たすことへの幅広い支持を確認。
- ISSBの正式な設置に向けて定款改訂案の市中協議を開始、2021年11月に開催予定の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)までに最終決定を予定

### ISSBの成功のための要件

- 市中協議文書で提示された、以下のISSB設置の成功のための要件について、概ね支持あり。また、**基準策定の緊急性を要件として追加。**
  - ✓ ステークホルダーからの国際的な支持の獲得
  - ✓ サステナビリティ報告における地域的な取組みとの協力
  - ✓ IFRS財団のガバナンス構造の適切性の確保
  - ✓ ISSBメンバーの適切な技術的専門性の達成
  - ✓ 独立した資金調達達成
  - ✓ 財務報告との効果的なシナジーの構築
  - ✓ IFRS財団の現在の使命及びリソースの維持
- +
- ✓ 特に気候変動に関する基準策定を行う緊急性を成功のための要件として追加

### 既存の取り組みの活用

- 既存の基準策定団体(TCFDや民間5団体<sup>(注)</sup>)や各法域、国際機関等と連携することについて支持あり
- ISSBが正式に発足するまでの間、IFRS財団内に2つのワーキンググループを設置し予備的準備を開始する予定

### 報告事項・対象の範囲

- 報告事項については、気候変動に優先的に取り組むことに幅広い支持があった一方、気候変動のみにフォーカスすることに反対の意見もあった。また、投資家の情報ニーズにフォーカスした基準設定をすることに幅広い支持あり。
- これを踏まえ、ISSBでは、当初は気候変動に焦点を当てる一方、投資家のニーズを満たす他のサステナビリティトピックについても作業していく。

(注) CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す  
(出所) IFRS財団"IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on Consultation Paper on Sustainability reporting" (2021年4月30日)

# ISSB基準策定の動き⑥(定款改正案の市中協議文書の概要①)

- 2021年4月30日、IFRS財団が、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体(ISSB)を設置し、メンバー構成等を含めた定款改正案の市中協議を実施

## 1.背景

- IFRS財団は、サステナビリティ報告に関する基準設定主体設置の提案を内容とする市中協議を2020年9月末～同年12月末まで実施。
- 市中協議の結果、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズ、当該領域においてIFRS財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認。
- 新たな基準設定主体の戦略的方向性として、以下を提示(2021年3月8日に公表したのと同じ)。
  - 投資家の判断に重要な情報(企業価値)にフォーカス(investor focus for enterprise value)
  - 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先
  - TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発
  - ビルディングブロックアプローチを採用

国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法。

## 2.スケジュール

- 市中協議期間は2021年7月29日まで
- 同年11月の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)までにISSB設置の最終決定を予定

## ISSB基準策定の動き⑦(定款改正案の市中協議文書の概要②)

## 3. IFRS財団による定款改訂案の概要

- ISSBを設立するために必要な、限定的な修正
- 名称は国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board:ISSB)
- IFRS財団の目的において、国際的なサステナビリティ基準を策定する旨追記

項目	ISSB	IASB
基準名称	IFRSサステナビリティ基準	IFRS会計基準
ボードメンバー人数	14名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AO枠:3名</li> <li>・ 米州枠:3名</li> <li>・ 欧州枠:3名</li> <li>・ アフリカ枠:1名</li> <li>・ 全世界枠:4名</li> </ul>	14名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AO枠:4名</li> <li>・ 米州枠:4名</li> <li>・ 欧州枠:4名</li> <li>・ アフリカ枠:1名</li> <li>・ 全世界枠:1名</li> </ul>
非常勤メンバー人数	少数	3名まで
ボードメンバーの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>サステナビリティ及び報告</u>についての証明された専門的能力及び知識</li> <li>・ 分析能力</li> <li>・ コミュニケーション技術</li> <li>・ 慎重な意思決定</li> <li>・ サステナビリティ報告を取り巻く環境の認識</li> <li>・ 対等の精神で協働する能力</li> <li>・ 誠実性、客観性及び規律性</li> <li>・ IFRS財団のミッション及び公益に対する確約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務会計及び財務報告についての証明された専門的能力及び知識</li> <li>・ 分析能力</li> <li>・ コミュニケーション技術</li> <li>・ 慎重な意思決定</li> <li>・ 財務報告を取り巻く環境の認識</li> <li>・ 対等の精神で協働する能力</li> <li>・ 誠実性、客観性及び規律性</li> <li>・ IFRS財団のミッション及び公益に対する確約</li> </ul>
議長・副議長	議長1名、副議長1名	議長1名、副議長2名以内
任期	5年を超えない期間 (2期目は3年～5年で再任可)	5年 (2期目は3年～5年で再任可)
決議要件	公開草案又はサステナビリティ報告基準の公表には、 <u>単純過半数</u> の承認が必要。 ISSBの設立に伴い、ISSBの議長及び副議長は、ISSBの議長及び副議長の承認により、ISSBの作業計画案について一般からの意見を求めることができる。	公開草案又はIFRS基準の公表には、8名(総員13名以下の場合)又は9名(総員14名の場合)の承認が必要。

## ISSB基準策定の動き⑧(定款改正案に対する日本の主張)

- 2021年7月16日、日本からコメントレターをIFRS対応方針協議会(メンバー:日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省)名で発出
- コメントレター提出にあたってはGPIF、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本投資顧問業協会、環境省も議論に参画

### 定款改訂案の骨子

- 投資家を中心とする資本市場の参加者、財務情報のその他の利用者の判断に重要な情報、特に企業価値に関連する情報を提供すること(シングル・マテリアリティ)を基本にしていると理解しており、**定款改訂案の骨子については総論として支持。**

### 新たな基準設定主体の構成

- **新たな基準設定主体のメンバーは、地域や所属する業界も含めた多様性を確保すべき。**この点、全世界枠のメンバー選定も含め、**メンバー全体の地理的バランスは、IASBと同等とすることが望ましい。**
- また、高品質なサステナビリティ基準開発のために多様で優秀なメンバーを確保するためには、「非常勤」の枠を限定しすぎないことが望ましい。
- **メンバー選定のプロセスにおける透明性・適切性を確保することが重要。**

### 基準設定のプロセス

- 新たな基準設定主体における基準設定プロセスは、IASBと同等の透明性・公平性を確保することが重要であり、**ISSBの議決要件については、単純過半数ではなく、IASBと同等とすることが望ましい。**

### 資金調達

- 財務報告の領域において、G20で掲げられた「a single set of high-quality global standards」の実現に向けて、IFRS財団が継続して取り組むべき。そのため、IFRS基準の開発に関するリソースが減少することの無いよう、**新たな基準設定主体の資金については、IASBの資金とは別に独立した新たな財源を確保すべき。**
- 資金調達については、独立性、公平性を確保する観点から、特定の機関からの拠出に過度に頼るなど、**独立性に影響のある形は避けるべき。**

## ISSB基準策定の動き⑨(Eminent Persons Group設置)

- 2021年6月7日、IFRS財団は、新たな基準設定主体(IFSB)の設立や各国イニシアチブとの連携について、IFRS財団評議員会に戦略的アドバイスや助言を提供するため、Eminent Persons Groupの設立を公表

### Eminent Persons Groupのメンバー構成

氏名	出身国	経歴
Jean-Claude Trichet (議長)	仏	元欧州中央銀行(ECB)総裁
Sheila Bair	米	元連邦預金保険公社(FDIC)総裁、元IFRS財団評議員
Nandan Nilekani	印	インフォシス会長、共同設立者
Guillermo Ortiz	墨	元メキシコ銀行総裁、元国際決済銀行(BIS)議長
Min Zhu	中	元国際通貨基金(IMF)副専務理事

### IFRS財団内に設置されているワーキング・グループ等(サステナビリティ報告関係)

名称	議長	概要
評議員会ステアリングコミッティ	Lucrezia Reichlin 評議員(伊)	戦略的方向性の提示とプロジェクトの監督を行い、全評議員による承認を得るため主要な決定事項について提言する
Eminent Persons Group	Jean-Claude Trichet 氏(仏)	IFRS財団評議員会に対する戦略的アドバイスや助言を提供する
技術的準備ワーキング・グループ(TRWG)	Michel Madelain 評議員(仏)	ISSBがスタートダッシュをきれよう、基準開発に向け技術的な準備作業を行う
多国間ワーキング・グループ	Suresh Kana 評議員(南ア)	ビルディング・ブロック・アプローチのため、他の国際的な取組みや法域の取組みとの連携を促進するための準備作業を行う

# ISSB基準策定の動き⑩ (IOSCOのサステナビリティ開示に関する報告書)

- 2021年6月、証券監督当局の国際的な集まりであるIOSCO(証券監督者国際機構)は、企業のサステナビリティ報告に関するグローバルな一貫性、比較可能性、信頼性の向上に向けて、IFRS財団との連携を前面に掲げ、IFRS財団によるサステナビリティ基準の策定に関するIOSCOのビジョンを示した報告書を公表
- 報告書では、サステナビリティ報告の改善に向け、IFRS財団との連携において、(1)強固なガバナンスを持つ基準設定主体の設置、(2)既存枠組みの活用、(3)ビルディングブロックアプローチ<sup>(注1)</sup>の促進、の3つを目的とした上で、それぞれについてIOSCO及びIFRS財団の作業を提示



IFRS財団との連携における目的	IOSCO及びIFRS財団の作業	スケジュール
<b>強固なガバナンスを持つ基準設定主体の設置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ IFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 設置の動向を、IOSCOが監視</li> <li>■ ISSBが策定する基準に対する、IOSCOのエンドースメントの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2021年11月のCOP26前に、IFRS財団がISSBの設置を最終決定する</li> <li>■ 2022年6月、IOSCOがISSBの気候変動関連開示基準をエンドースする</li> </ul>
<b>既存枠組みの活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ IFRS財団による、投資家等の判断に重要な企業価値に関する基準の開発</li> <li>■ 主要な民間基準設定5団体<sup>(注2)</sup>が策定した気候関連財務開示基準のプロトタイプが、ISSBによる将来の基準開発のためのベースとなり得るかどうかが、IOSCOが以下の観点から評価を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の会計基準と共存可能かどうか</li> <li>・ 監査又は保証の基礎となるか 等</li> </ul>               ※当該報告書において、IOSCOによるプロトタイプ of 初期評価・改善点を指摘               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業・セクターレベルを含む定量的な指標のさらなる開発</li> <li>・ 将来を見据えた指標やシナリオ分析手法の明確化</li> <li>・ 持続可能性報告と財務諸表を結びつける概念的な枠組みの強化 等</li> </ul> </li> <li>■ IFRS財団による、気候変動以外のESG要素に対する対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2021年11月までに、IFRS財団がプロトタイプを改良する</li> <li>■ 2021年11月、IFRS財団が改良したプロトタイプをIOSCOが評価する</li> <li>■ 2022年3月、ISSBが気候変動に関する基準の公開草案を公表し、同年6月までに最終化する。また、気候変動以外のESG要素の作業拡大については、2022年1~3月にISSBが検討を開始する</li> </ul>
<b>ビルディングブロックアプローチの推奨</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ IFRS財団がマルチステークホルダー専門家協議委員会を設立し以下を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業価値に基づくサステナビリティ基準の定期的な見直し</li> <li>・ より広範なサステナビリティ報告の要件や、各地域での補完的な報告要件との一貫性の促進</li> </ul>               ※当該報告書において、IOSCOが当協議委員会の構成等を提案             </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2021年11月以降、IFRS財団がマルチステークホルダー専門家協議委員会を設立する</li> </ul>

(注1) 国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法

(注2) CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す

(出所) IOSCO "Report on Sustainability-related Issuer Disclosures" (2021年6月)

## ISSB基準策定の動き⑪(IOSCOのビジョン)

IOSCOが重要  
と考える要素

暫定スケジュール

強固なガバナ  
ンスを持つ基  
準設定主体の  
設置IFRS財団の  
定款改訂  
(2021年11月前)ISSBの設置  
(2021年11月)既存枠組みの  
活用IFRS財団TRWG  
によるプロトタイプ  
(注1)の改良  
(2021年11月前)IOSCO TEGによ  
る改良版プロタイ  
プの評価  
(2021年11月)ISSBによる、気候  
変動に関する基準  
の公開草案公表  
(2022年Q1)ISSBによる、気候  
変動に関する基準  
の最終化  
(2022年6月)IOSCOによる、  
ISSBの気候変動に  
関する基準のエン  
ドースメント見込  
(2022年6月)ビルディングブ  
ロックアロー  
チの推奨IFRS財団及び  
IOSCOによる、マル  
チステークホルダー  
専門家協議委員会  
設置(注2)の検討  
(2021年11月前)IFRS財団による、  
マルチステークホ  
ルダー専門家協議  
委員会の設置  
(2021年11月後)プロトタイプ的气候  
変動以外のESG要  
素への適用の検討  
(2021年11月)ISSBアジェンダコン  
サルテーションを実  
施し、気候変動以  
外のESG要素の優  
先順位を検討  
(2022年Q1)

(注1) サステナビリティ報告に係る民間基準設定5団体(CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB)が2020年12月に公表した、気候関連開示財務開示基準のプロトタイプを指す

(注2) IOSCOが2021年2月に設置を提案したもの。企業価値をベースとした投資判断に重要なサステナビリティピックの特定と同時に、より広範なサステナビリティ報告の要件や、各地域での補完的な報告要件との一貫性の促進を行うことを目的とする

(出所) IOSCO "Report on Sustainability-related Issuer Disclosures" (2021年6月)

## 世界経済フォーラムが提示するESG指標

- 2020年9月、世界経済フォーラムは、**ESGに関する定量的指標と推奨される開示に関する報告書**を公表。2021年1月に実施された**ダボス・アジェンダ**において、業界を超えた**61のグローバル企業<sup>(注)</sup>**が当該指標に基づく報告に取り組む旨を表明。
- 上記報告書は、21のコア指標(企業単体の活動)及び34の拡張的指標(ビジネスチェーン全体の活動)を提示し、**SDGsと統合的な4つの柱(ガバナンス原則、地球、人類、繁栄)**に分類。主な参照基準として、**TCFD提言やGRI**といった既存の**ESG開示枠組み**を記載。

(注) 61社のうち、日本企業は7社(三菱商事、三菱UFJフィナンシャル・グループ、ソニー、住友商事、三井住友フィナンシャルグループ、サントリーホールディングス、武田薬品)

### <報告書で提示された21の指標>

項目	テーマ	コアな指標(21)	主な参照基準
ガバナンス	企業の目的	• 企業の目的	GRI
	統治機関の質	• 統治機関の構成	GRI
	利害関係者との対話	• 利害関係者に影響を与える重要な事項	GRI
	倫理的行動	• 不正防止 • 通報者の保護	GRI
	リスクと機会	• ビジネスプロセスへのリスクと機会の統合	GRI
地球環境 (プラネット)	気候変動	• 温室効果ガスの排出量 • TCFD提言の履行	GRI, TCFD, CDSB, SASB
	自然の損失	• 土地の利用と環境への影響	GRI
	水資源の不足	• 水の利用および水の枯渇リスクにさらされている地域の対応	SASB
従業員 (人)	不平等の排除	• 多様性の尊重 • 平等な報酬の支払い • 賃金水準 • 児童の取り扱いや不当な労働のリスク	GRI
	健康と安全	• 健康および安全	GRI
	将来へのスキル	• 研修の提供	GRI, SASB
持続的成長 (繁栄)	雇用と富の創造	• 雇用者と退職者の状況 • 経済への貢献 • 財務的投資への貢献	GRI, US GAPP/IFRS
	より良い製品及びサービスに向けたイノベーション	• 研究開発に関する支出	US GAAP
	コミュニティ/社会の活力	• 税金の支払い	GRI

(出所)世界経済フォーラム“Measuring Stakeholder Capitalism Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation” (2020年9月)

# 環境に関する金商法以外の開示制度

## □ 環境に関する情報開示制度として、以下の2つが存在する

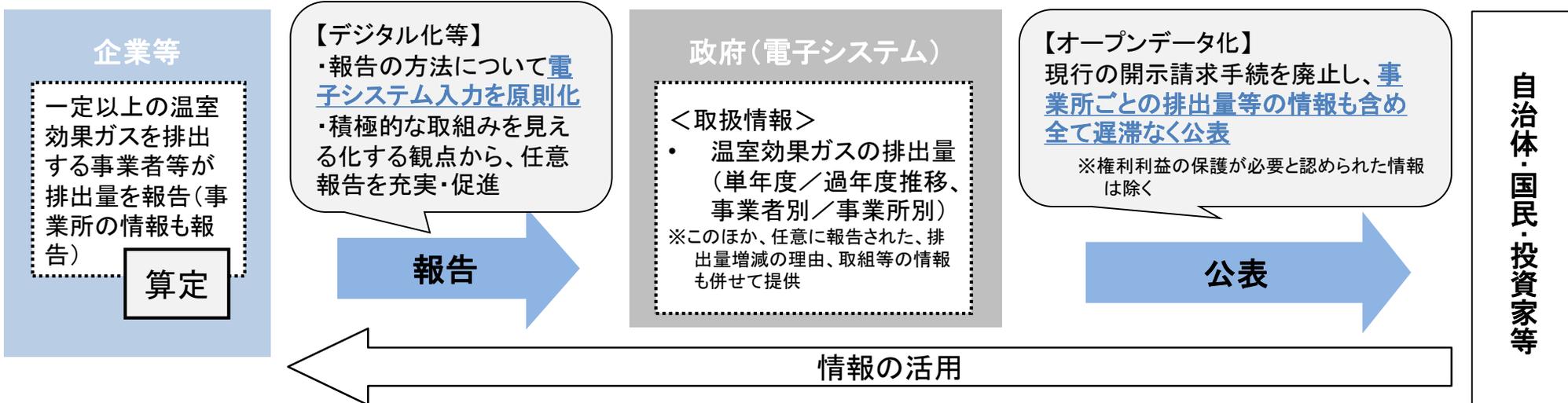
開示制度	制定年	主な対象	概要
地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	2006年	事業者	2006年から、温室効果ガスを一定以上排出する事業者は、 <u>自らの</u> 温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務付け。なお、一部の事業者には、省エネ法 <sup>(注1)</sup> でも同様の報告が義務付けられている。
環境配慮促進法 <sup>(注2)</sup>	2004年	特定事業者 <sup>(注3)</sup> 大企業	事業者の <u>自主的な環境配慮への取組を促進</u> すべく、環境報告書の普及促進等のための制度的枠組を整備。環境報告書の公表は特定事業者は義務、大企業 <sup>(注4)</sup> は努力義務。

(注1)省エネ法:エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (注2)環境配慮促進法:環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

(注3)特定事業者:特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める法人。具体的には、独立行政法人、国立大学法人、中間貯蔵・環境安全事業株式会社などの一定の公的法人 (注4)大企業:中小企業者以外の事業者(特定事業者を除く)

## 算定・報告・公表制度の見直しのイメージ

法令改正及び電子システム整備により、**報告から公表までの期間を短縮(約2年→1年未満)**し、**報告された排出量等情報を電子システムで閲覧できること**とすること等により、自治体・国民・投資家等の関係者による情報の活用可能性を向上。あわせて、報告する企業にとっても利便性の高い電子システムを構築。



(注)2022年度より施行、2021年度排出量より制度運用開始予定

(出所)図は、環境省「令和3年9月13日「温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会(第1回)」より金融庁作成

## I. 気候変動に対するステークホルダーの意識

## II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

## 欧米における環境情報の開示

## EU

- 非財務報告指令(NFRD)<sup>(注1)</sup>により、事業の経過、経営成績、期末の財政状態、事業活動の影響の理解に必要な範囲で、環境保護に関する情報の開示を要求
  - 開示が期待される項目の例・・・汚染防止及び管理、エネルギーの使用による環境影響、直接及び間接の大気への排出物、自然資源の使用と保全及び関連する生物多様性の保全等
- 2021年4月、欧州委員会は、サステナビリティ情報の開示を要求する企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表

## 米国

## &lt;Regulation S-K&gt;

- 環境関連の項目の指定や例示はなく、投資判断に影響を与える「重要な(material)情報」の開示を要求。その中で、米SECは気候関連情報開示に関するガイドラインを公表(2010年)
- 2021年3月、米SECは、気候変動開示に関する現行ルールを見直すための意見募集を実施

## 世界経済フォーラム(WEF)による環境情報に係る指標の公表

- 2020年9月、WEFは、ESGに関する定量的指標と推奨される開示に関する報告書を公表し、SDGsと統合的な4つの柱(ガバナンス、地球、人類、繁栄)について、21のコア指標を提示。このうち、「地球」の項目では、下記の指標を記載。

テーマ	コア指標	主な参照基準
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの排出量</li> <li>・ TCFD提言の履行</li> </ul>	GRI, TCFD, CDSB, SASB <sup>(注2)</sup>
自然の損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の利用と環境への影響</li> </ul>	GRI
水資源の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の利用および水の枯渇リスクにさらされている地域の対応</li> </ul>	SASB

(注1)非財務報告指令(2014年制定)及び、同指令に基づいて策定された非財務情報ガイドライン(2017)。以下同じ

(注2)GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、CDSB(気候変動開示基準委員会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)。以下同じ

(出所)各種ウェブサイト。世界経済フォーラム"Measuring Stakeholder Capitalism Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation"(2020年9月)

## 米国の動向(気候変動開示に関する意見募集)

- 2021年3月15日、米証券取引委員会(SEC)は、気候変動に関し、一貫した比較可能で信頼できる情報開示の促進に向けて、現行の開示ルール見直しに関する意見募集を開始(コメント期限6月13日)

### 主な質問事項

- SECはどう気候変動開示を規制、監視、レビュー、ガイドできるか。開示は年次報告書又は他の継続開示書類等でなされるべきか
- 気候リスクに関連する情報は定量化・測定できるか。市場は定量的な情報をどう使用しているか。SEC登録企業が報告すべき具体的な指標はあるか
- 投資家、企業、業界関係者との間で合意された開示基準の策定を認めることのメリット、デメリットは何か。この基準が満たすべき最低要件をSECが設定すべきか
- 既存の開示枠組み(TCFD, SASB, CDSBを例示)を取り入れるメリット、デメリットは何か。他にSECが考慮すべき開示枠組みはあるか
- 開示要件の更新や改善はどうされるべきか。SEC自身か、あるいはSECが特定する他の組織にさせるべきか。後者の場合、その組織のガバナンスや資金調達についてSECがどのような役割を担うべきか。SECは気候変動あるいはESG開示基準設定主体を指定すべきか
- 単一のグローバルな基準の策定、または、複数の基準が存在することのメリット、デメリットは何か。前者の場合、単一のグローバルな基準はどうあるべきか
- 開示はどうエンフォース又は評価されるべきか。監査や保証の対象とすることのメリット、デメリットは何か
- 気候変動開示に関するコンプライ・オア・エクスプレインの枠組みのメリット、デメリットは何か
- 気候関連開示の要件は、ESG開示枠組みの構成要素の一つとすべきか。他のESG開示の課題と気候関連開示の課題はどう関連するか

## EUの動向①(アクションプラン)

- 2018年3月、欧州委員会は「持続可能な成長のための金融に関するアクションプラン」として10の行動計画を公表。タクソミーの策定は、各行動計画の土台となる最重要課題として位置付けられている

目的	行動計画	概要
サステナブル投資に向けた資金フローの再構築	① タクソミーの策定	環境面で経済活動が持続可能であるかどうかの分類手法の開発
	② グリーン商品の基準と認証作成	EUグリーンボンド等の基準の策定
	③ サステナブルプロジェクトの投資促進	インフラに関するサステナブルプロジェクトへの支援強化
	④ 投資アドバイスへのサステナビリティの組入れ	投資助言において顧客のサステナビリティ選好を考慮するよう制度改正を検討
	⑤ サステナビリティベンチマークの開発	低炭素ベンチマークの開発
リスク管理におけるサステナビリティの主流化	⑥ 格付け・市場調査へのサステナビリティの組入れ	信用格付の評価においてサステナビリティの考慮を明確化
	⑦ 投資家義務の明確化	機関投資家等に対しサステナビリティをどう考慮しているか開示を義務付け
	⑧ 健全性規制へのサステナビリティの組入れ	気候関連リスクの銀行・保険会社等の資本規制への導入可能性について検討
透明性向上と長期志向の育成	⑨ 企業開示の強化	企業の非財務情報開示ガイドラインをTCFD提言に沿って改訂する等
	⑩ サステナブルなコーポレートガバナンスの促進	市場の短期リターンが企業のサステナビリティ考慮を阻害する懸念に関する調査及び対応の検討

## EUの動向②(行動計画ごとのスケジュール)

- 2019年12月、欧州委員会は2050年までの気候中立目標の法制化を含む「欧州グリーンディール」を公表。現行のアクションプランは2021年7月に公表された「改訂サステナブルファイナンス戦略」にて更新

## 各行動計画の進捗状況と今後のスケジュール

	2019年	2020年	2021年	2022年
<b>全体</b>	欧州グリーンディール公表 (19年12月)	サステナブルファイナンス 戦略に係る市中協議 (20年4月～7月)	改訂サステナブルファイナンス 公表 (21年7月)	
1 タクソノミーの策定	タクソノミー法案の 政治的合意 (19年12月)	タクソノミー 規則制定 (20年6月)	気候変動に関する 委任法制定 (21年6月)	気候変動以外に 関する委任法制定 (22年Q2予定)
2 グリーン商品の基準と 認証作成	EUグリーンボンド基準 に係る報告書の公表 (19年6月)	EUグリーンボンド基 準に係る市中協議 (20年6月～10月)	EUグリーンボンド基 準の規則案公表 (21年7月)	
3 サステナブルプロジェクトの 投資促進	中期投資計画“インベスト EU”の議会承認 (19年4月)	(2021年～2027年の7年間運用を予定)		
4 投資アドバイスへの サステナビリティの組入れ	法改正案を公表 (19年1月)	修正案を公表 (20年6月)	委任法制定 (21年4月)	
5 サステナビリティベンチマーク の開発	ベンチマーク 規則の改正 (19年12月)	適用開始 (20年4月)		一部基準のみ適 用開始予定 (21年末予定)
6 格付け・市場調査への サステナビリティの組入れ	当局が信用格付会社 向けガイドラインを公表 (19年7月)		欧州委がESG格付けに 関する調査報告書を公表 (21年1月)	欧州委によるESG格付け に関する市中協議実施 (21年Q4予定)
7 投資家義務の明確化	サステナブル金融開示規則 (SFDR)の制定 (19年12月)		適用開始 (21年3月)	
8 健全性規制への サステナビリティの組入れ	規制当局が技術 的助言を公表 (19年5月)	規制当局がESGリスク管理・ 監督に係る文書公表 (20年10月)		
9 企業開示の強化	非財務情報開示 ガイドラインの改訂 (19年6月)	非財務報告指令(NFRD)改 正の方向性に係る市中協議 (20年2月～6月)	企業サステナビリティ報告 指令(CSRD)案公表 (21年4月)	
10 サステナブルなコーポレート ガバナンスの促進	当局が短期主義に関する 調査報告書を公表 (19年12月)	欧州グリーン ディールの中で 提言	法改正の必要性 に係る市中協議 (20年10月～21年2月)	結果公表 (21年Q4予定)

(出所)各種ホームページ等より金融庁作成

## EUの動向③(金融機関等を対象にした開示規制①)

- 2019年12月、欧州委員会はサステナビリティ関連開示規則(SFDR)を公表。2021年3月より適用開始
- 金融商品をEU域内で販売する市場参加者は、EUタクソミーへの対応状況等の開示が求められる

### EU Regulation on Sustainability-related Disclosure in the Financial services sector (SFDR)

対象	・ 主に資産運用サービスを提供する金融機関等金融市場参加者及び金融アドバイザー
開示媒体	・ 多くの項目は自社ウェブサイト(一部の項目は業態別にアニュアルレポートなどの指定あり)
開示内容	<p><b>【事業体レベル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナビリティリスクについての方針、サステナビリティへの悪影響、サステナビリティリスクの統合等</li> </ul> <p><b>【金融商品レベル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナビリティへの悪影響、「環境」又は「社会」の促進についての開示、サステナブル投資についての開示等</li> <li>※「サステナブル投資」の定義に、(環境目的の場合)タクソミーへの準拠した活動が含まれる。</li> </ul>

同規則の細則案では、報告対象機関が事業体レベルで「サステナビリティへの悪影響」についていかに考慮しているかの評価指標として、様式に沿って、18の義務的指標と46の追加的指標を提示している。

#### 細則案における開示項目

温暖化ガス	1 炭素排出量、2 カーボン・フットプリント、3 GHG排出原単位、4 化石燃料セクターエクスポージャー 5 非再生可能エネルギーからの消費の比率、6 気候高インパクトセクターにおけるエネルギー消費原単位
生物多様性	7 生物多様性に敏感な地域での悪影響を及ぼす活動
水	8 排水量原単位
廃棄物	9 有害廃棄物レシオ
社会・従業員	10 国際的なガイドラインの非順守、11 国際的なガイドラインを遵守するメカニズムの欠如、12 ジェンダー・ペイ・ギャップ、13 取締役会のジェンダー・ダイバーシティ、14 非人道的兵器向けのエクスポージャー
ソブリン/国際機関への投資	15 GHG排出原単位(国債)、16 投資先の社会違反(国債のみ)
不動産向け投資	17 化石燃料セクターエクスポージャー、18 エネルギー非効率不動産エクスポージャー

## EUの動向④(金融機関等を対象にした開示規制②)

- SFDRでは、金融商品をサステナビリティの考慮の程度に応じて3つのカテゴリーに区分し、区分ごとに各金融商品が満たすべき開示要件を規定している

	メインストリーム 金融商品 (Article 6)	環境・社会的特性を 促進する金融商品 (Article 8)	サステナブル投資を 目的とする金融商品 (Article 9)	適用時期
サステナビリティリスク (Risk)	契約前書類(交付目論見書等)において以下の開示を要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティリスクが投資の意思決定プロセスにどう統合されているか</li> <li>サステナビリティリスクが金融商品の財務リターンに与える影響</li> <li>サステナビリティリスクが関連しない場合は、その理由の説明</li> </ul>			2021年3月
サステナビリティへの悪影響 (Impact)	金融商品の組成時に以下を要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ要素への悪影響の考慮</li> <li>考慮したサステナビリティ要素への悪影響に関するステートメント (考慮しない場合はその旨と理由を含む)</li> </ul>			2022年12月
追加の開示要件 (disclosure)	特に無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・社会的特性がどのように満たされているか</li> <li>参照ベンチマークとして指定しているインデックスがある場合、当該インデックスが上記特性とどう整合的か 等</li> </ul>	参照ベンチマークとして指定しているインデックスがある場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>当該インデックスが投資目的とどう整合的か</li> <li>当該インデックスと他のインデックスとの違い 等</li> </ul>	2021年3月 (目論見書+ウェブサイト)  2022年7月 (定期報告)

金融商品レベルの情報は、目論見書、ウェブサイト、定期報告にて開示されなければならない。

# シンガポール取引所の気候変動等に関する開示義務の市中協議

- 2016年より、シンガポール証券取引所(SGX)は、財務諸表の補完として「サステナビリティ報告書」(SR報告書)に、ESG関連の将来収益やリスクに係る特定要素の記載をComply or Explainベースで義務付け
- 2021年8月26日、SGXは、以下の提案を含む気候変動等に関する開示義務の市中協議を開始(同年9月27日まで)
  - Comply or Explainの適用業界を徐々に縮小し、徐々に義務化
  - SR報告書に内部監査人の監査(最低限、データの正確性の保証が必要)又は外部監査人の監査を求める

SGXの気候変動等に関する開示義務の市中協議(27の開示項目一覧)

項目		基準(括弧内は単位例)		項目		基準(括弧内は単位例)		
環境	温室効果ガス排出量	サプライチェーン排出量(tCO2e)(全体、Scope1~3)※		社会	職場の安全性	死亡(数)		
		排出量の密度(収入や床面積等の各組織毎に設定した単位あたりの排出量)(全体、Scope1~3)				重症事例(数)		
	エネルギー消費量	全体(メガワット時)				労災(傷害)(recordable injures)(数)		
		消費量の密度(収入や床面積等の各組織毎に設定した単位あたりの消費量)				労災(疾病)(recordable ill health)(数)		
	水の消費量	全体(m <sup>3</sup> )				取締役会構成		社外取締役割合(%)
消費量の密度(収入や床面積等の各組織毎に設定した単位あたりの消費量)				女性割合(%)				
廃棄物生成	全体(t)		経営人の多様性		経営層に占める女性割合(%)			
社会	ジェンダー	ジェンダー別従業員割合(%)		ガバナンス	倫理	贈収賄・腐敗防止に関する基準の開示		
		ジェンダー別新規採用及び離職率の割合(%)				従業員に対する訓練の受講者割合(%)		
	年齢	年齢グループ(30代以下、30-50代、50代以降等)別従業員割合(%)			ESG関連資格		ESGに関する資格(ISO45000等)のリスト	
		年齢グループ別新規採用及び離職者の割合(%)			採用する国際基準の開示		SR報告書において採用している国際基準(GRIやTCFD等)	
	雇用	離職者(人、%)			監査		SR報告書に対する監査の有無、種類	
		従業員数(人)			※事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出量を種類別に指した言葉。 Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス) Scope2: 他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出 Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)			
	従業員当たり平均訓練時間(時間/人)							
能力開発、訓練		ジェンダー別従業員当たり平均訓練時間(時間/人)						

(注1) 開示データの統一性や定義の同一性を確保するため、27の開示項目の測定項目や単位の基準を設定

(注2) 27の基準は、過去のSR報告書から、業種に依存しない項目を抽出したもので、かつ測定方法は、GRIやTCFD等の国際組織が発表した基準に基づくもの。義務ではないが、基準に従って報告をすることを推奨

(出所)シンガポール証券取引所「Starting with a Common Set of Core ESG Metrics」を基に金融庁作成

## 気候変動と生物多様性の損失に対処するための変革的な取組

4. 我々は、財務上の意思決定において気候が考慮に含まれるよう、グローバル金融システムをグリーン化する必要性を強調する。これは、必要とされる何兆ドルもの民間部門の資金を動員し、ネットゼロへの我々のコミットメントを達成するための政府の政策を強化することに役立つ。我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組に基づく、義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する。投資家は、気候リスクに関する、質が高く、比較可能で、かつ、信頼できる情報を必要としている。したがって、我々は、ベースラインとなるグローバルなサステナビリティ報告基準の必要性について合意する。これは、各法域がこれに更に追加することができるものである。我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体と幅広いステークホルダーを緊密に巻き込んでベストプラクティスを形成するとともに収斂を加速させて、このベースラインとなる基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、COP26までの国際サステナビリティ基準審議会の設立につながる最終提案に関する更なる協議を慫慂する。

気候変動は、マクロ経済上の成果、規制対象の金融機関、金融安定に対する物理リスク及び移行リスクの増大をもたらしている。質の高いデータと比較可能な開示枠組は、気候関連財務リスクに対処し、サステナブル・ファイナンスを動員する上で不可欠である。我々は、これらのリスクに対処するため取り組むことの重要性に留意する。我々は、10月会合において、サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)の統合レポート、及び当初気候に焦点を当てた複数年にまたがるサステナブル・ファイナンスに関するロードマップについて議論することを期待する。我々は、SFWGの活動に対する、国際機関、金融機関のネットワーク、民間部門の代表による支援を賞賛する。我々は、気候関連金融安定リスクに関するデータの入手可能性についてのFSB報告書を歓迎し、データギャップに対処するために取り組み、金融当局が、適切な場合には共通のシナリオを利用することを含め、シナリオ分析を検討することの重要性を強調する。また、我々は、国際的に一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示の推進に関するFSBの報告書とその勧告を歓迎する。我々は、民間部門の参加の広がりを歓迎するとともに、これらの分野での公共部門の参加と透明性の広がりに留意する。我々は、各法域の状況を考慮しつつ、ベースラインとなるグローバルな報告基準の策定を目指した将来のグローバルな協調の取組への道を開くために、FSBの気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組に基づく開示要件または指針について、国内の規制枠組に沿う形での実施の推進に取り組む。この目的のために、我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体を巻き込むとともに幅広いステークホルダーと協議してベストプラクティスを形成させて、ベースラインとなるグローバルな報告基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、気候変動による金融リスクに対処するためのFSBロードマップを歓迎する。これは生きた文書であり、SFWGが実施する作業を補完するものである。

## I. 気候変動に対するステークホルダーの意識

## II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

# 有価証券報告書の主な開示事項

## 企業の概況（サマリー情報）

### 非財務情報

コーポレート  
ガバナンスの状況

コーポレート  
ガバナンス  
の概要

役員  
の  
状況

役員  
の  
報酬

監査  
の  
状況

事業  
の  
状況

ビジネスモデル  
経営方針

MD&A

事業等のリスク

実績 方針



研究  
開発  
活動

経営上  
重要な  
契約等



その他

設備の状況

株式の状況

配当政策

### 財務情報

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュフロー計算書

監査人は、財務諸表以外の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうかを検討（2022年3月期から適用）



監査人

## 有価証券報告書の記載事項①

### 一般的 事項

#### ●企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式（記載上の注意）

##### (1) 一般的事項

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書(略)の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

#### ●企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

##### 1-7 一般的な開示書類の記載における留意事項

##### (2) 重要性

**投資者の投資判断に誤解を生ぜしめないためには、個別に規定されていない事項であっても、投資者の投資判断上、重要な事項であれば開示される必要がある。**なお、重要な事項であるか否かは、個別の事情、具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要があり、投資情報として必ずしも重要でない事項について、漏れなく開示が要求されるものではない。

### 経営方針 経営環境 及び 対処すべ き課題等

#### ●企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式（記載上の注意）

##### (30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a 最近日現在における連結会社(略)の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、**連結会社の経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明**を含め、(27)aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、**経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等**がある場合には、その内容を記載すること。

b 最近日現在における連結会社が**優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題**について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。(後略)

## 有価証券報告書の記載事項②

### 事業等の リスク

#### ●企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式（記載上の注意）

##### (31) 事業等のリスク

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下a及び(32)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下aにおいて同じ。）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。

（後略）

#### ●企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

##### C 個別ガイドライン

##### I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

- 1 開示府令第二号様式記載上の注意(31)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a及び第五号様式記載上の注意(10)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

- (1) 会社グループがとっている特異な経営方針に係るもの（略）
- (2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの（略）
- (3) 特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの（略）
- (4) 特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係るもの（略）
- (5) 特有の取引慣行に基づく取引に関する損害に係るもの（略）

## 有価証券報告書の記載事項③

### 事業等の リスク

- (6) 新製品及び新技術に係る長い企業化及び商品化期間に係るもの（略）
- (7) 特有の法的規制等に係るもの（略）
- (8) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの（略）
- (9) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの（略）
- (10) 会社と役員又は議決権の過半数を実質的に所有している株主との間の重要な取引関係等に係るもの（後略）

### MD&A

#### ●企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式（記載上の注意）

#### (32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。

(a)~(d) 略

(e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析)を(30)aの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。(後略)